

アフガニスタン国際戦犯民衆法廷
東京

民衆対ジョージ・ウオーカー・ブッシュ・アメリカ合州国大統領

在廷：裁判長・新倉修教授（日本）、水島朝穂教授（日本）、R．I．アクロイド教授（イングランド）、ニルーファ・バグワット教授（インド）

ニルーファ・バグワット判事の個別意見

訴追側

アミカス・キュリエ

検事

土屋公献

大久保賢一

山口広

森川文人

マイケル・ウォレン（アメリカ）

井堀哲

ジョージ・シェル（ドイツ）

上山勤

アニャ・ムカルジ（アメリカ）

伊藤和子

萩尾健太

神原元

土井香苗

田部知江子

成見暁子

猿田佐代

加賀見有人

田場暁生

久保木亮介

検察側は、被告人ジョージ・ウオーカー・ブッシュ・アメリカ合州国大統領・合州国軍最高指揮官に対する膨大な起訴状を提出している。起訴状によれば、被告人ブッシュ大統領はアフガニスタンに対する侵略戦争遂行、アフガニスタン人民や戦争捕虜に対する戦争犯罪や人道に対する罪、アフガニスタン人民に対する放射性劣化ウランという大量破壊兵器の使用、合州国・英国その他の展開部隊の軍人への重大な影響、各国や領土内外への影響といった重大な犯罪を行

ったとされている。

被告人ブッシュ大統領は、アフガニスタンへの武力攻撃の年である2001年にアメリカ第43代大統領に選出されたが、その選挙は、諸問題を孕んでいたために国際的に注目され、最高裁判所によって決着を見たことは当公判では重要なことである。被告人ブッシュ大統領の経歴は、アメリカの産業部門と密接な関係があり、検察側の起訴状でも強調されているように、特に石油・エネルギー産業と結びついている。被告人ブッシュ大統領は1978年に石油会社アルブスト・エネルギー社を設立したが経営に失敗した。1984年にはオハイオ州の7エネルギー社が被告人ブッシュ大統領を経営責任者として発足した。その後、被告人ブッシュ大統領は1986年からハーケン・エネルギー社のコンサルタントとなった。1998年と2000年にはテキサス州知事に選出された。

2．侵略戦争遂行の罪、戦争犯罪および人道の罪の共犯と従犯

アフガニスタン戦争の最高指揮官としての被告人ブッシュ大統領によって動員を命じられたアメリカ軍とは別に、他国政府の軍隊が配置されたこと、被告人ブッシュ大統領の政府閣僚が最終決定に関与したのは明白な事実である。検察側は起訴状で、アフガニスタン戦争遂行の共謀にかかわった被告人ブッシュ政権の他の閣僚も、軍事占領を支援するために自国の軍隊を配備した各国政府の長も同様に、被告人ブッシュ大統領が犯した犯罪の共犯や従犯であることを明らかにしているが、本法廷では被告人ブッシュ大統領に対する訴追手続きだけである。

3．普遍的管轄権

本法廷では、司法の基本原則である「何人も聴聞の機会なしに非難されない」および「正義がなされるだけでなく、正義は見えなければならない」を考慮して、被告人ブッシュ大統領の弁護を援助するために日本人弁護士からアミカス・キュリエ（法廷の友）を任命し、アミカス・キュリエは被告人ブッシュ大統領に代わって「無罪」を主張し、予備的な抗弁として、本法廷の管轄権に疑問を投げかけた。ICTA事務局が東京のアメリカ大使館を通じて、また直接に、正式に要請したが、被告人ブッシュ大統領は出廷も答弁も行っていない。

ウチィラード・B・カウルズ教授がその論文「戦争犯罪に関する管轄権の普遍

性」(カリフォルニア法雑誌 33 巻 (1945 年) 177 頁)で強調していたように、

「すべての文明国は戦争犯罪の処罰にまさに現実的関心を有する」し、「戦争法規違反や国際法の違反は、共通関心事項である」。

これは半世紀以上も前に書かれた論文からの引用であり、当時は、「管轄権の普遍性」原則と戦争犯罪についての個人責任が、法律家の間で支持を集めつつあった第二次大戦後のことである。

本法廷による管轄権講師に対してアミカス・キュリエが被告人ブッシュ大統領のために提起した異議、および戦争犯罪であるとの非難に対して合州国政府がさまざまな機会に唱えた「不処罰」の主張に対して、ニュルンベルク国際軍事裁判によって最善の答えを見出すことができる。というのも、合州国政府が署名した 1945 年のモスクワ宣言とロンドン協定に従って設立されたニュルンベルク裁判において、アメリカ合州国の判事を一時的に引退して、アメリカ合州国政府の主任検事となったロバート・H・ジャクソン判事は次のように断言している。

「条約違反の行為が犯罪であるならば、合州国が行ったものであれ、ドイツが行ったものであれ、いずれも犯罪である。われわれは、われわれ自身に適用するつもりのない犯罪行為の規制を他者に適用するつもりはない・・・」

ニュルンベルク裁判でとられたこの立場に照らして、被告人ブッシュ大統領は本法廷の管轄に服するのみならず、合州国政府の「不処罰」というすべての主張は法的に採用できない。政府は、安保理事会決議や二国間条約によって、国際刑法をその市民に適用する既得権を放棄できない。

このような法廷の表決を以下にして正当化しうるのかというアミカス・キュリエが提起した問題について、繰り返し述べておかなければならないことは、主権とは憲法上の政治的概念であり、人民の最終判断に属するものである。人道に対して犯された重大犯罪のような歴史の決定的な局面で、特に、諸大陸の政府が民主的と内原則を放棄してしまっている場合、重大な瑕疵のある選挙過程による政府の場合に、人民は、協力と貢献キャンペーンを元に、自ら作り出した法的フォーラムを通じて判断する権利(裁く権利)を有する。

4 世界の混乱

何よりも、検察側が本法廷に提示した重大問題は、この「世界の混乱」にいかに対処すべきかである。これは法律上の問題である。だが、法律というものはつねに現行の経済政治制度の反映である。どの法制度も、法の目的は諸国の中でも諸国の間でも「法の支配」を維持することであると主張しているにもかかわらず、そこでは、諸国の中にも間にも特権的な個人、階級または階層が存在しないことが仮定されている。

5 侵略戦争遂行の訴因（告発）

ニュルンベルク国際軍事裁判は、侵略戦争遂行の訴因（告発）に関して、この犯罪の重大性を次のような言葉で強調している。

「侵略戦争を開始することは・・・国際犯罪であるだけではない。それは最高の国際犯罪であり、それ自身の中に全体の悪が蓄積されるという意味で、他の戦争犯罪とは異なる。」

この訴因に対する被告人ブッシュ大統領の法的防御は、合州国における航空機ハイジャックによる、世界貿易センターとペンタゴンに対する、2001年9月11日のテロリストの攻撃後に、被告人ブッシュ大統領が行った公開演説に見ることができる。その攻撃ではたしかに焼く3000人の合州国、その他の国籍や宗教の無実の市民の命が破壊された。

アミカス・キュリエが提起した防御によれば、被告人ブッシュ大統領が合州国大統領として、その軍隊指揮官として命令した2001年10月7日の軍事攻撃は、アルカイーダのテロリストの攻撃に対する「正戦(just warまたは *bellum iustum*)」であり、自衛戦争であり、予防戦争である。アルカイーダはオサマ・ビン・ラディンが率いて、アフガニスタンのタリバン政権がその領土内にテロリスト・キャンプを許すことによって匿っていた。彼らはアメリカ合州国に敵対行為を行っていた。

6 合州国における2001年9月11日の攻撃とアフガニスタンには関係がない

検察側は、こうした防御には事実上も法律上も疑問があるとして、起訴状17

頁で次のように述べている。

「まず「9・11事件」がウサマ・ビンラディン氏及びアルカイダによるものであるという証明はない

アメリカが2001年10月7日、イギリスが同年10月4日に、国連安保理議長に送った書簡、アメリカ国防総省が12月13日に公表したビデオテープは証拠として極めて不十分なものにすぎず、ウサマ・ビンラディン氏及びアルカイダのメンバーを訴追・処罰可能な程度に、その関与が証明されてはいない。」

なるほどオサマ・ビン・ラディン本人であると主張されているビデオテープを被告人ブッシュ大統領の政府や他の政府が速やかに入手し、事件の解明を推し進めると主張されているが、オサマ・ビン・ラディンとアルカイダ組織が9月11日のテロリスト攻撃に関与したという証拠ではない。これは汚れた証拠である。公然と明らかになってきた事実、オサマ・ビン・ラディンや2001年9月11日の攻撃を行ったと申し立てられている者の背景事実、そして、ICTA手続き証拠規則にしたがって裁判所が知るところによれば、本法廷が直面している中心問題は、合州国において2001年9月11日の犯罪を行ったと申し立てられている者がアフガニスタンと何らかの関係を有するのか否かである。防御について評価するための重要な事実は、

A 合州国情報機関が公開した9月11日のハイジャッカー/テロリストの特定によれば、15人はサウジアラビア人、4人はクウェート、モロッコ、アラブ首長国連合出身である。

B 9月11日の犯行者についての権威のある（信頼に足る）報告書がいまだに存在しない。あれほど多くの航空機をハイジャックすることのできる組織と条件。合州国上院調査委員会は、「友好的」政府の役割を扱っている報告書の決定的なページを秘密にしたままである。

C 2001年9月11日のテロリスト攻撃の被害者遺族は他の委員会に、関連する航空機の「ブラック・ボックス」、「ヴォイス・レコーダー」、完全な「航空管制記録」、航空機搭乗客を示す空港「監視記録」および乗客名簿といった、最重要証拠の公開をはっきりと要求している。

D . アメリカ政府と司法省の役人達は、9.11の被害者の家族の多くが提訴した

国内訴訟の証拠手続きで使えたであろう証拠の開示を妨げた。ヘレスタイン判事は、政府決定の明示まで 9.11 事件の訴訟が中止されたと聞いた。

- E. 10 人のメンバーからなる、上院とホワイトハウスの合同委員会、キーナン委員会が任命されたが、9.11 事件に関する正式の報告書はまだ、出ていない。委員の中には、9.11 攻撃の数ヵ月前に CIA によって大統領に対しなされた毎日の情報ブリーフィングを拒否されたと発言をしたものも居る。
- F. アメリカ軍統合参謀本部議長リチャード B. マイヤーズ将軍は、2001 年 9 月 11 日に、アメリカのどの空軍基地、あるいは北米防空軍からも、また、米・カナダ合同の防衛司令部からも、アメリカ市民を守るための航空機は発進されていない、と認めている。
- G. オサマ・ビン・ラディンは、アフガン人でも宗教的な戦士ではなく、富裕な億万長者の一員で、サウディアラビア国民である。武装集団の情報人材として雇われ、パキスタン、アフガニスタン国境におけるアメリカ政府の軍事戦略的利益の促進の為、様々な地域に配置されるために訓練を受けていた。ビン・ラディン一家は、合衆国とサウディアラビアに、大企業を持ち、カーライル・コーポレーションもその一つである。この会社には、被告人とその家族も投資をしてきている。
- H. 1996 年、タリバン軍が政権を奪取し、カルフォルニア州に基盤を置く、石油エネルギー会社ユノカルの支援、アメリカ、パキスタンそしてサウディアラビアの後方支援を得て、カブールの実効政権がアフガニスタン各地を制圧した。世界的に権威のある防衛捕捉に関する雑誌、Jane's Defence Weekly は、タリバン軍の全ての軍事物資の、控えめに言っても半分は、パキスタンからのものであり、その見返りにパキスタンは、アメリカ政府からかなりの軍事物資を獲得したと、見ている。
- I. カブールの実効 タリバン政権は、アメリカ政府とパキスタンからの支援に完全に依存しており、2001 年のアフガニスタン軍事侵攻とタリバン勢力の掃討に先だって、アメリカの人々に敵対するような行動はただの一つも取ったことはない。合衆国がタリバン政府により攻撃を受けたと言う被告人の主張は当たらない。

- J. アルカイダが軍事組織でなかったことは、明白な事実である。数力国から秘密機関によって集められた外国人兵士だった。
- K. アミカス・キュリエから提出された、この戦争は、アフガニスタンにあるテロリストの基地を一掃する為の、国際的なテロに対する「正戦」である、との意見書について。そのテロリストの基地は、 Kommunizmus に対する「聖戦」を行うため、パキスタン・アフガン国境に、パキスタンの ISI の支援を受けて、アメリカによって作られたことは、一般に知られている。このことは、カーター大統領の国家安全保障担当補佐官だったブレジンスキーの、公の発言から公的に立証されている。彼は、パキスタン・アフガニスタン国境でそのような兵士の訓練をし、ソビエト軍の到着前に、アフガニスタンの共産主義政権に対する内戦を推し進めるための、直接的な支援をするよう、1979年7月3日、カーター大統領より、命令が出ていたことを明らかにしている。このことは、アフガン政府の支援にソビエト軍をまき込み、内戦をエスカレートさせる効果があった。こうした事実は、また、CIA 元長官のロバート・ゲイツの書「From the Shadows」の中でも明らかにされている。

上述の事実に基づく見地から、「アフガニスタンへの軍事攻撃は『自衛』と『予防戦』の手段として、“正戦”であった」という、被告側の主張は法的に立証できない。

7. アフガン戦争は、国連憲章、慣習国際法、国際司法裁判所の判決に従っていない。

上述の事実にもかかわらず、9.11 攻撃がアフガニスタンと何らかの関連があったことを確立する証拠は無い。被告人の公の発言通りに、「対テロ戦争」を行う理由であるという結論がありえたとしても、アフガニスタンに対し、何百機もの爆撃機で、総攻撃をしかけることは正当化されるだろうか。

20 世紀、国際法の最も意義深い発展の一つは、以前は限定されていなかった国家の戦争を起こす権利に、制限規定を設けたことである。

被告人は、アメリカ大統領、米国軍隊の最高司令官として、宣戦布告をする権限は憲法上、与えられてはいない。米憲法の下で、連邦議会は、宣戦布告を行う憲法上の権限を大統領に委任することの出来る権限は持っていない。ところが、米憲法 1 条 8 項 11 節では、宣戦布告の権限を議会に

付与している。この権限の行使には、1 条 8 項 15 節に制限が設けられており、「議会は、連邦の法律を執行する時、また、暴動や侵略を鎮圧する時を除いては、軍隊を出動してはならない」と命じている。

2001 年 9 月 11 日のテロリストによる攻撃は、アメリカ合衆国に対する侵略でも、反乱でもない。議会は、憲法上許されないことを行う権限はない。アフガニスタンの対する軍事攻撃は被告人による、憲法違反の無法な力の行使であった。

更に、アフガン戦争は、合衆国も批准し、署名をしている国連憲章第 2 条第 4 項に照らして、正当化されない。ここでは次のように明記されている。

「すべての加盟国は、領土交渉において、他の国の領土保全と政治的独立に対し、国連の趣旨に合致しないいかなる手段においても、脅迫、力の行使を控えるべきである」と。

前述の法の規則の唯一の例外は、国連憲章 51 条のもと、法の定めるところに厳密に従って国連憲章に則った手順で、自衛の手段に訴える権利である。9.11 事件の特徴は、テロリストの攻撃であるということだ。それゆえ、国連憲章 51 条は適用されない。この問題は、アメリカも批准国である、テロリズムに対する国際協定で解決されなくてはならなかった。国連憲章 33 条は、あらゆる政府は武力に訴える前に、話し合い、調停、和解、仲裁、そして司法による解決を図るべきとしている。明かに、この強制力のある処置は取られなかった。

国連安全保障理事会のアメリカ代表ネグロポンテはその書簡の中で、被告人の開戦の決定は、この攻撃の性格に関する全ての事実が揃わぬ内になされたことを指摘している。安全保障理事会に対するその書簡は、このように述べている。「9.11 以来、我国政府は、アフガニスタンのタリバン政権に支持されたアルカイダの組織が攻撃の中心的役割を果たしたという明確で確かな情報を得ていた。我々の知らないことが沢山ある。調査はまだ始まったばかりだ。我国の自衛のために、他の組織、他の国家に関する更なる行動が必要だと分かるかもしれない。」

攻撃の性格、原因、犯人達について、調査が初期の段階にあることは明らかだった。事実がはっきりと突き止められていない時、戦争という手段に訴えるべきではない。それは、最後の手段である。この書簡の最後の一文、

「アメリカ合衆国は他の組織、他の国々に関し、更なる行動をとる権利を保有している。」は、絶え間の無い軍事介入がすでに行われていたことを証明している。

自衛の手段として武力に訴える権利は、無制限、主観的なものであってはならない。ニカラガにおける、ニカラガに対する軍事行動、準軍事行動に関して、国際司法裁判所は、次のように規定している。(Nicaragua V The United States of America ,D.C.J..Reports 1986 p.94 para 176)

「自衛権の、必要性和均衡の条件に対する服従は、慣習国際法の規定するところである。」

「自衛は武力攻撃と均衡し、かつこれに応じる為に必要な手段のみを正当化するという特別な規則が存在する。この規則は国際法上十分に確立されている。」

この 2 重の条件は、国際慣習法と、国連憲章 51 条が規定する自衛の権利に適合する。

アメリカにおける 9.11 テロリスト攻撃は、どこかの国の政府、あるいは国家による武装集団によっても、引き起こされたものではないし、カブールの実効タリバン政権によるものでもない。

被告人が報復のために戦争を起こし、一国家を破壊したことは、均衡性のある報復ではなく、正当化されない。

被告人とその政府は、過去の国家間の慣習から、多くの国が、数年に渡るテロ攻撃、航空機ハイジャック、民間機攻撃、国境地帯の絶え間無いテロなどに直面しつつ、武力を行使することは避け、交渉話し合いを選んでいることを、熟知していた。アメリカ政府は、テロに対する均衡的な手段として、1971 年の東京協定、あるいは民間航空機の安全に対する非合法活動の禁止に関するモントリオール協定、あるいは、その他の協定のどれかに、訴えることも出来たはずである。

国連憲章 51 条は、「国連安全保障理事会が手段を講ずるまでの間のみ」自衛権の行使を認めている。安全保障理事会は直ちに対応した。2001 年 9 月 11 日に決議 1368、9 月 28 日に決議 1373 を通過させ、理事国に緊急召集を掛け、国際的な反テロリスト会議を開くこと、資産凍結によってテロリストの財源を絶つことを呼びかけた。

被告人は、戦争を回避する為に、オサマ・ビン・ラディンとアルカイダを引き渡すようにとタリバンに要求していたと、言うかもしれない。しかし、これは真実の要求ではなかった。交渉を行う為の時間は全く不十分で、それでも、タリバン政権は対応を試みていた。テロ攻撃から1ヵ月もたたぬ2001年10月7日の夜明け前、米英連合軍は、代わりになる他の方策を検討することなく、アフガニスタン攻撃を開始し、カブールや31の主要都市に連続爆撃を行った。

検察側証拠文書 Ex. B-1 は、被告人の2001年9月20日の議会演説であり、被告人は其中で、アルカイダは50カ国で見つかっており、「対テロ戦争」は最初の標的、アフガニスタンで始まったばかりで、これが最後ではない、と述べている。被告人にとって、アフガニスタンに対する軍事攻撃は、他の国々に対して開始する一連の戦争の始まりに過ぎなかった。

アフガン戦争の性格を評価する時、忘れてはならないのは、1979年、ソビエトの軍隊が、当時のアフガン政府の支援の為にアフガンに駐留していたことを、アメリカはソ連の軍事侵略と呼んでいたことだ。同じ基準を当てはめれば、被告人による戦争は、「正戦」とも、「自衛」の戦争とも認められない。タリバン政権はアメリカにいかなる軍事援助も要求はしていなかったのに対し、1979年のアフガン政府は、ムジャヒディン・グループに対する戦いの支援を旧ソビエトに要求していたのだから。

侵略戦争行使の問題は、この民衆法廷では、軽率な判定は出せない。この民衆法廷の公聴会が始まらぬ内に、イラクにおける戦争が、この法廷が司法的に注目する、一貫したパターンを証明している。アフガン戦争に続いて起こり、存在しない「大量破壊兵器」を口実に軍事攻撃を受け、アフガンに対すると同じやり方で、イラクの経済、生活の基盤すべてを破壊された。現在・未来のイラク国民を皆殺しにする大量殺戮兵器、劣化ウラン弾が両国とも広範囲に使用された。守られたのは、ただ、石油パイプライン、油井、掘削装置、そして、契約企業のみ。両国の生活も経済も破壊された。

アフガニスタンにしかけられた戦争は明らかに侵略戦争であった。

8. 検事団の挙げる戦争のもう一つの理由 パイプライン計画の為にユノカルがねらった政権交代

検事団は起訴状の中で、この戦争の真の理由として、米国の石油やエネルギー企業のアフガニスタン国内問題への関与に言及している。公表された文書を

基に、カリフォルニアの石油企業 ユノカル は7つの構成組織からなるセントガス・コンソーシアムを通じて、アフガニスタン政府のさまざまな派閥と、埋蔵量が豊富な旧ソビエト連邦下の中央アジア共和国諸国からの石油のパイプライン輸送に関し、アフガニスタン経由のパイプライン計画 アフガニスタン、パキスタンを横断し、インド洋へと続くパイプラインで、古いロシア経由のものやもう一方の選択肢であるイラン経由のものよりも、より好ましいについて交渉を始めていたことを明らかにしたのである。

カリフォルニア民事訴訟法 803 及びカリフォルニア会社法 1801 に基づき、1988 年に市民団体によりカリフォルニア州司法長官に提出された不服申し立て・請願書 ユノカル定款の取り消し請求あるいは米国内、アフガニスタン、ミャンマーに於ける人権侵害に対する訴え には、この計画はこの化石燃料資源及びパイプラインによるその輸送・流通の独占支配をねらっている、と述べられている。

ユノカルはいろいろな政府内の派閥と交渉を開始したが、ムジャヒディン(イスラム人民戦士) 同士の骨肉相食む内輪もめが始まり、交渉を続けるには難しい状況になってきた。そのため、ユノカルは米政府、サウジアラビアの協力の下、パキスタンからの武器供給・兵站の援助を続けることで強硬路線のタリバン政権誕生の手助けをした。そしてタリバンは、徐々にカブールを、やがてアフガニスタン南部、中央部、東部地域の広大な区域をその勢力下に置いていった。

アフガニスタンの地理的全土、とりわけパイプライン計画の生命線とも言うべき地域、トルキスタンや旧ソ連共和国諸国に近い北部地域 この地域は未だ北部同盟の支配下であったが の支配にタリバン政権が失敗したため、また、同地域で進められていたアルゼンチンの企業ブリダスに依るもう一つの交渉も難航し、このパイプライン計画は再び難局を迎えた。

このような状況下、挫折感を募らせたユノカルは、政権交代という政治的 / 軍事的代替案を探っていた。

ユノカルのこのパイプライン計画の場合、ことは歴代の米国政府を通して進められていたのは明白である。米国の石油やエネルギー企業により推し進められてきた財政投資及び米国への資本流入だけでなく、化石燃料資源の流通もまた、独占的に支配されるかも知れない。

1998 年 2 月 12 日の国際関係に関する下院委員会 アジア太平洋に関する小委員会 に於けるユノカルの国際関係担当副社長であるジョン・J・マレスカの証言を検事団は検事団書類 Ex.A-40 として、採用・記録した。

この戦争の本当の理由が他にある アフガニスタンに於ける化石燃料にあるという検事団の見解の立脚点となる主要な書類である。

ユノカル石油の副社長ジョン・マレスカは、証言の中で、暗にアフガニスタンへの将来の軍事的侵略と資源の奪取について述べた。その証言は、ユノカル石油が、かつて支援し、将来の可能性をもたらすタリバンの軍事力に幻滅する兆候となる。

「・・・国土はほぼ 10 年の間厳しい戦渦に巻き込まれていた。伸張するパイプラインが横断する領土は、他国に政府として認知されていないイスラム勢力のタリバンに支配されている。

すでに計画されたパイプラインの敷設は、国際社会に認知された政府が、他国政府や金融機関やわれわれ企業の信用をきちんと得られるまで工事を始めることができない、と、事の発端からわれわれはわかるように説明している。にもかかわらず、アフガニスタンを経由するルートは最高の選択に見える。セントガスは、国際的に認知されたアフガニスタン政府の準備が整うまで建設を始められない。計画を進めるためには、国際的な融資が必須なのだ。・・・」

1998 年、タリバンと北部同盟が北部地域の支配のために戦ったまさにそのとき、ユノカル石油は 1998 年 8 月 21 日の自社のウェブページに次のようなことを載せた。(それは 1998 年にアメリカの市民グループによってカリフォルニア州司法長官に提出されている覚書にも載せられているのであるが。)

「・・・その地の政治状況が非常に墮落した結果、中央アジア(セントガス)パイプライン合弁企業の開発マネージャーをつとめるユノカル石油はアフガニスタンでそのパイプラインプロジェクト案を含むすべての活動を延期した。・・・」

「・・・ユノカル石油はただ中央アジア天然ガスパイプラインの建設に参加するだけなのだ。そしていつかアフガニスタンの平和と安定とこのプロジェクトに対する国際機関からの融資を手に入れることが達成されたときには、すでに造られた政府が国連や合衆国によって認知されるのである。・・・」

同時に、経済的・政治的理由 それは、アメリカ経済界の悪化した経済状況の中で、石油、化石燃料その他の資源のための新しい戦争のためのイデオロギーであるが、石油産業、エネルギー産業やその他の企業の積極的経済政策と適合した、新アメリカの世紀プロジェクトによって解決される。

1997 年、共和党の主だったメンバー、ドナルド・ラムズフェルド、ディック・チェイニー、ジェブ・ブッシュ、ポール・ウォルフォウィッツ、ジョン・

ボルトン、ピーター・ロダム、ザルメイ・カーリザード（ユノカル石油社員）とその他 18 名の主要なアメリカ人 ネオ・コンとしてよく知られた面々が、新世界秩序の確立のため、新アメリカの世紀プロジェクトを設立した。被告のイデオロギーに影響を与えるこの事実は言及の必要がある。丁度、ニュルンベルグ裁判でナチ党のイデオロギーへの言及が記録に記載されたのと同様である。

客観的に考えると、共和党政府であっても民主党であっても、第 2 次大戦の前であれ、最中であれ、戦後であれ、戦争や地域と資源の支配という手段に解決を求めていた。しかしながら、新アメリカの世紀プロジェクト（PNAC）が 2000 年 9 月に出版した「アメリカの防衛の再構築：新世紀に向かう戦略、軍事力と資源」という文書の中で、PNAC とは、戦争の継続のために合衆国の市民に心の準備をさせるための正当化の論理だった。PNAC 文書のハイライトは次のようである。

「・・・現在、合衆国には競争相手は存在しない。アメリカの大戦略は、可能な限り将来にわたってこの有利な地位を守り、広げていくという目的でなければならない。・・・」

「・・・さらに変化の過程は、その変化がおそらく長期にわたることになる革命的変革をもたらすとはいえ、新たなパール・ハーバーのような壊滅的で間接的な出来事ではない。」

「・・・そして、個々の遺伝子を攻撃することができる生物戦争の形態の進化は、生物戦争から政治的に有益な道具へ件質させるだろう。・・・」

検事団は被告による侵略戦争の遂行のもう一つの理由が正しいことを決定的に立証した。それはユノカル石油のパイプライン計画の利益のための政権交代であり、本法廷は司法通知によって立証された次の事実を確認した。つまり、アフガニスタンが 2001 年 10 月 7 日攻撃された一方で、2001 年 11 月 27 日に国連事務総長の同意によって暫定政権を組織するため、アフガニスタンでなくボンでアメリカ政府と NATO が会議に召集し、そこには、4 つの非タリバン北部同盟の集団が出席した。内閣は、その 4 つの北部同盟集団ではなく、アメリカとその他の占領国によって 2001 年 12 月 5 日に任命された。それより早く、2001 年 12 月 1 日に、ハミド・カルザイ大統領が暫定政権（公式にはアフガニスタン暫定政権と呼ばれている）の長として宣誓した。このカルザイという人物は、数年にわたりアメリカの住民で、市民権保持者でもあり、カブールにおいてかつて事実上タリバン軍事政権のために働く、元ユノカル石油の正式な代理人だった。ユノカル石油は現在ではアフガニスタン政権

を直接支配している。

2003年1月23日、米国新世紀プロジェクト(PNAC)は、ブッシュ大統領にむけて再び次のような声明を送った：

「我々はここに貴殿がアメリカの国防政策のためにとられた大胆な方針を支持することを記す。。アフガニスタンのタリバンに対する勝利はあの国を安定されるために絶対必要な一歩であった。。他のならず者国家が、まだ大きな問題として残っている。」

1864年、アメリカ合衆国の政界への企業が目立ち始めたことに対し、当時の大統領アブラハム・リンカーンは、ウィリアム・エルキンス大佐に次のような警告の手紙を出している：

『私は近い将来、私を意気消沈させ、国の安全を思って震えあがるような危機がやってくるのを見る...今や企業が王座につき、やがて腐敗の時代が訪れ、金の支配が王座を守るために人々の偏見に働きかけ、すべての富が少数の手に集められ、共和国は滅びるだろう。。。』

アフガニスタンの政権交代は、今までの政権交代がそうであったように、米国ユノカル社とセントガス・コンソーシアムの利権のために決定され、その結果は戦争であった。

9. アフガニスタン女性革命協会(RAWA)の証言

この裁判において、アフガニスタン女性革命協会(RAWA)を代表して、証人D(証人の身の安全のため、当法廷では実名を明かすことができないので、当法廷ではアルファベットの文字で呼ぶことにした)が、アメリカ政府や外国の勢力により、アフガニスタンの人民が蒙った悲劇について、貴重な、独立の立場からの証言をおこなった。証人Dは、被告人が主張するように、アメリカ軍の攻撃がアフガニスタン人民や女性を解放したという事実はない、と強調

した。アフガニスタンへの軍事攻撃により、アフガンの人々は、爆撃を受け、再び難民キャンプへ追いやられるという、さらなる苦難を受けただけなのである。女性はさらに安全を脅かされ、争いあう軍閥による誘拐やレイプの危険にもさらされた。タリバン軍はもともとアメリカに支援されており、後に「北部同盟」として再編成されたムジャヒディーンもそうだった。アフガニスタン人ではないオサマ・ビン・ラデン、もかつてアメリカに支援されていた。証人 D は、アフガニスタンの女性が外国の軍隊に解放される必要がないこと、彼女たちは 1920 年には既にアフガニスタンの指導者シャー・アマヌラによって解放され、1929 年には選挙権も与えられていたことを強調した。タリバンが解体されても、彼女たちはカルザイ政権の一翼を担う軍閥たちや、地方の行政者たちに抑圧されつづけたのである。カブールにおいてさえ、女性に対する高圧的な法律が引き続き施行され、1979 年にアフガニスタンで内戦が起こる前までは保証されていた女性の尊厳や平等な権利は復活することがなかった。内戦と、それに続く軍事支配により、アフガニスタンは経済的に壊滅し、世界一のアヘン生産地に成り下がってしまった。

アフガニスタンの悲惨な歴史において、いかなる政治的派閥にも属していない、この証人の証言により、被告人の引き起こした戦争がテロリズムに対する「正義の戦争」ではなく、被告人は、過激派やアフガニスタンの宗教を誤用する複数の組織を外から援助したことによって、すでに疲弊しきった国を侵略するという重大な罪を犯し、被告が主張するような女性の解放がこの戦争によって実現していない、という検察側の主張が裏付けられた。

10.9.11 と戦争のアメリカ国民に対する影響

2001 年 9 月 11 日のテロリストの撃と戦争は、9.11 攻撃の利用と戦争、という問題を米国内にひき起こしている。財務会計の不正処理や、制度上の問

題から、複数の企業は破綻し、何百万人もの失業者が出たが、マスコミはそれを9・11のせいにした。

2001年9月11日直後のアメリカの状況を明かすために2人の証人が出廷した。世界貿易センタービルで愛する人を失ったボビー・マーシュー氏は、自分の体験を含む、米国の多くの人々が味わった個人的な悲劇について、痛切な証言をしてくれた。彼を含む多くの米国人が、まずテレビ画面で攻撃を目撃した。この視覚的なイメージは、彼を含む多くの人々に圧倒的な衝撃を与え、建物の中に愛する人がいた人々は彼らの身を案じてひどく心配した。証人は、世界貿易センタービルで働いていた彼の伴侶マーガレットから携帯電話による連絡を受け、建物に閉じ込められた人々に対して、消防団が指示するまで、そこにとどまるように、という命令が出されていたことを知った。その指示に従った彼女は命を失い、それが彼女との最後の会話となった。その指示を無視して命からがら逃げ出した多くの人々は助かった。証人は、さらに、9.11の攻撃が、ある種のパラノイア的な状況を生み出すことに使われ、戦争ヒステリーを創出する試みに利用された、と証言した。特にマスコミは、人々を戦争に駆り立てていた。一方で、アフガニスタンへの戦争を支持しない、数千人の米国人が反戦運動をおこし、その中には9.11の影響を受けたり、愛する者を失ったりした人々も含まれていた。

新聞労働者の組合、ユニオン・オブ・タイポグラフィカル・ワーカーズの会長グロリア・ラベラ女史は、テレビや印刷物による報道が集団ヒステリーを起こすために使われたこと、アメリカ国内で市民の自由や民主的な権利についての状況が悪化し、労働者が職を失い、圧力を受け、社会保障の給付が減ったことについて詳細な証拠を提出した。証人は、何百人という移民が裁判を受けず、法律家に相談することもできないまま拘留されていることを述べた。また、同

じ時期に、アメリカ国内の諜報機関が、インターネットの違法なアクセス、盗聴、図書館の貸し出しカードの調査などの手段を使って、特定のグループや個人の思想調査を行ったことを述べた。こうした雰囲気の中、「国家安全保障」の名の下に、政治信条の自由を犠牲にした「愛国法」が通過し、(法律をよく守る)良民を拘留したり、無制限に尋問することが公認された。誰の利益のためにその法案が成立したのか、という当法廷からの問いかけに対し、増大する失業問題と関連して、企業の利益のためである、と答えた。

11. 戦争犯罪

被告はアメリカ軍の総司令官として、アフガニスタンへの軍事攻撃は不当なものであると気づいていたにも関わらず、市町村への絨毯爆撃を命じた。使われた大量破壊兵器の性質と、少数の軍事目標しかない国で放たれた火力兵器の範囲のせいで、大勢の一般市民や、投降した戦闘員の生命が無為に奪われた。そして、アフガニスタン全土にわたるインフラストラクチャーが破壊しつくされた。

この戦争犯罪の恐怖を体験した女性たちが当法廷で証言した。彼女等の口頭による証言は、権威ある、人道支援組織や科学的な組織によって裏付けられた。中立的な立場から挙げられた報告により、アメリカの軍事攻撃は無差別におこなわれ、カブールやカンダハルの赤十字病院、カジャカイ・ダム、食料が貯蔵されていた赤十字倉庫、カブールの産婦人科病院、ヘラトの軍事病院、民家、発電所、灌漑施設、学校、テレビ局、通信施設を含む、この海外線がない開発途上国で、人々が長い年月をかけて汗水流して築いてきた施設が容赦なく破壊されたことが明らかになった。

戦争と爆撃の被害の調査団の一員であった日本人ジャーナリスト、勝井健二氏は、カブールで数箇所、アフガニスタン中の町や村において、民家や

インフラストラクチャーが爆撃によって破壊され、廃墟となった様子を報告した。水や電気の供給が影響を受け、人々は正常な生活ができなくなる。証人は、20年にわたる内戦がすでにアフガニスタンに多大な痛みを与えていたことを認めたが、アメリカの戦争がそこへ止めをさしたのだ、という点を強調した。証人は自分が撮影した、破壊の後と人々のインタビューを写したビデオ・フィルムを提出し、法廷でそれが写した。証人は、自分の証言内容は、傍聴席にいる残りの調査団全員に裏づけされたものである、と主張した。

このほかにも、法廷で民家などへの無差別攻撃による悲惨な出来事が、爆撃による直接の被害を受けたアフガニスタンの女性たちから辛い記憶が、証人 A, B, C (彼女たちは匿名を希望したので、証言した順番にアルファベットの文字で呼ぶことになった) によって証言された。

証人 A はカブールの民家への爆撃によって、家族の多くを失った。証人 B は、米軍機が爆撃を始めたときに何マイルもの道を移動し、アフガニスタンとパキスタンの国境沿いの難民キャンプに逃げた。彼女は、家族と共に、1979年以来、4回も、次々と変わる政権と彼らの残虐行為を逃れるために難民生活を経験していたのだが、今回の、2001年の時のキャンプでは、アフガニスタンの内戦の頃は供給されていた食料や日用品といった、生き延びるのに必要な物資が欠乏していたという。

証人 C は、優秀な教師だった、まだ20代はじめの娘を失った。彼女は結婚したばかりだったのだが、家で夫と眠っているときに、米軍の爆撃を受けたのだ。証人の唯一の望みは、教育に身をささげていた娘を記念した学校を建てることだという。

法廷からの質問に対して、証人たちは、爆撃された住居は、軍事目標でもなければ、軍事施設の近くにあったわけでもない、と答えた。証人 A は、

地域の民家にタリバン兵が数人住んでいたようだが、軍事施設はなかった、と証言した。

それぞれ家族を失い、苦しみを抱えた証人たちは、彼女たちが出廷したのは、自分たちが経験したいわれのない苦しみを発言する場が必要だったからである、と主張した。彼女たちの生活は最初はアフガニスタン政府とムジャヒディーンとの間で起こった内戦、次にロシア軍の到着した時、そして軍閥、タリバン軍によって崩壊されたが、最後にアメリカ軍に侵略、爆撃、占領され、もはや未来への希望を絶たれてた。

当法廷が最終審問を準備していた 2003 年 12 月においてさえ、国連のスポークスマンが、12 月 5 日から 6 日にかけて、ある村で、米軍の爆撃により 15 人の子供の命が奪われたことに対して遺憾の意を表したのに対し、米軍は、それはタリバン追跡中におこった、付随的被害である、と主張した。

12. 特定の協定で制限されていない大量破壊兵器による、民間人の「付随的被害」についての被告人側の訴え：国際人道法に照らし合わせて、戦争中の行為として、法的に支持することはできない。

被告に代わってアミュカス・キュリエが、民間人に対する戦争犯罪、民間施設、戦闘員・民間人を問わずおこなわれた無差別爆撃という被告の嫌疑に対し、これはテロリズムに対する正義の戦いの「付随的被害」であり、被告は民間人や民間施設が爆撃されたことを全く知らず、また、使用された大量破壊兵器は、アメリカが批准した協定で制限されているものではない、と反論した。

ここで、国際人道法においてすでに確立している、このような戦争犯罪を禁止する原則について、繰り返しておく必要があるだろう。1996 年に国際司法裁判所においてなされた、核兵器に関する助言的意見として、クリス

トファー・グレゴリ・ウイーラマントリ判事は学識豊かで思索的な判決を出し、伝統的な人道的法律は、「ヒンズー教、仏教、中国、キリスト教、イスラム教、及びアフリカの伝統」など、数千年にわたるあらゆる文化や文明に深く根付いたものであった、と想起し、1899年に地上戦の法律と慣習に関して開かれたハーグ会議で、満場一致の採決により制定されたかの有名な「マルテンス条項」及び1907年のハーグ会議におけるつぎのような命令を引用した：

。。。「彼らの採択している法律にそれが含まれていない場合、住民と戦闘員は、文明の発達した人々が使用した結果として生まれた、人道と良心が命ずるところの国際法の原則によって守られる」

ウイーラマントリ判事は、彼の判決文の中で、今回の被告にもあてはまる、ある調味深い歴史的事実に言及した。すなわち、前述の「マルテンス条項」を作成したマルテンス氏は、1899年と1907年のハーグ会議の間に、彼の条項は、エイブラハム・リンカーン大統領が、グラント将軍に与える指令の準備としてリーバー教授に与えた、「南北戦争において北部諸州と南部連合体との間で人道的な行為がおこなわれるための法律を作成するため」の命令からヒントを得たというのだ。そして、国際人道法における「マルテンス条項」は、そこからの「論理的かつ、自然な発展」であると。

被告が主張するように、アメリカ軍及び米国大統領は、戦争法に違反する武器を製造、貯蔵、使用しても、国際人道法の制約を受けない、と議論することは、国際人道法を規定するほとんどすべての条約で、繰り返し使われ、重要な要となっている条項が、元米国大統領エイブラハム・リンカーンの言葉であるということを考えると、時代に逆行する試みであり、深刻な戦争犯罪である広島や長崎への原爆投下へとつながった、米国政府の悲劇的決断を継続させることになるのである。Shimoda v The State(?)の東京地裁 (The Japanese

Annual of International Law Vol 18 1964 p 240)において、「毒ガスとバクテリア以外にも、少なくともそれと同等、あるいはそれ以上の被害を敵にもたらす兵器の使用は、国際法で禁止されていることは間違いなく理解できる。。」としながらも、正しい論理的、法的結論に達することはできなかった。ここで、かつて米国政府が「石器時代に戻るまで」ベトナムに爆撃を続ける、と脅しながら、そうした犯罪を評定していたことを思い出すべきだろう。

1996 年に国際司法裁判所においてなされた、核兵器に関する助言的意見として、戦争行為を取り締まる慣例的な国際法が言及された。1899 と 1907 におけるハーグ条約、戦闘における窒息ガスなどの毒ガス及び細菌兵器の使用を禁じたジュネーブ議定書を含む 4 つのジュネーブ条約及び 1977 に追加された 2 つの追加議定書に触れ、これらは署名をしていない国を含むすべての国々にあてはまるものである。何故ならば戦闘闘争を制約するためにすでに存在する、国際的な慣習法における原則を確認しているにすぎない、とした。1977 年の環境改変技術敵対的使用禁止条約や 1980 年の特定通常兵器使用禁止制限条約などもある。国際人道法は、戦時におこる行為に関して、「マルテンス条項」が条約法と慣習的な国際法との間をつなぐ役割をしていることを強調している。

上記の条約のほかに、1997 年に制定された対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約 (対人地雷禁止条約) などがあるが、これらは、すでに存在している、慣習的な国際法の原則を成文化しているにすぎず、「敵を傷つける手段は無制限ではない」という点や、「不必要な苦しみを与える武器、発射体、物質使用してはならない」という点、民間人を傷つけてはならない、などという原則もいずれは条例によって成文化される。

決議 2001/6 に従い、Y.K.J. Yeung Sik Yuen が人権小委員会および人権機関、経済社会理事会 E/CN.4/Sub.2/2002/38 dated 27th June 2002) などのために用意してきた「人権と大量破壊兵器、または無差別的影響、または、著しい

被害と不必要な苦しみについて」などが、上述の国際司法裁判所の助言的意見における原則を幅広く再確認するだろう。筆者は一世紀以上にわたって効力を発揮してきた、慣習的国際人道法や協定、条約について、正確に要約し、武器が審査通過して配置される前に、十分な法的基準をもうけなければならないとして、次のようにいっている：

上記の条約は決して徹底的なものではなく、すでに慣例となっている国際法の指針に照らし合わせ、特定の兵器を制限したり、禁止する法的な原則はすでに確立されている。

下記の兵器は禁止を考慮されるべきである：

(a) その使用が無差別に影響を与える場合（一般市民と戦闘員が効果的に区別されない場合）；

(b) 追求する軍事的目標との均衡性が欠けている場合。

(c) その使用が、広範囲かつ、長期にわたり環境に厳しい悪影響を与える場合。

(d) その使用が甚だしい被害と、不必要な苦しみを与える場合。

これらのテストにより、アフガニスタンで使われた下記の兵器の使用は違法であり、その使用を許可したことにより、被告人は米軍総司令官として戦争犯罪を犯したことになる。ここでいう違法な兵器とは下記のことである。

1. 劣化ウラン兵器

2. 燃料気化爆薬 F A E やデイジー・カッター

3. クラスタ爆弾

4. 対人地雷

1.3 . アフガニスタンにおける、放射性劣化ウラン兵器の、集団殺戮的で、生

命体絶滅的な使用について：戦争犯罪であり、集団殺戮であり、生命体絶滅である

当法廷に提出された証拠のうち、判事たちの良心を完全に衝撃を与えたのは、アフガニスタンにおいて被告人を総司令官とする米軍が使用した劣化ウラン兵器の、集団殺戮性、生命体絶滅性に関する綿密な調査である。劣化ウランの毒性について証言したのは、先住民族のための科学者会長であり、バークレイ市環境委員でもあるローレン・モレ氏、沖縄の琉球大学理学教授矢ヶ崎克馬氏、及び、1994-1995の間、米軍の劣化ウラン兵器プロジェクトの主事をつとめ、現在はジャクソンビル市立大学において現在物理学及び地球科学の教授をつとめる、ダグ・ロッキー少佐であった。少佐は、(湾岸戦争後)イラクにおいて劣化ウラン除去作業にあたり、自身も劣化ウランの影響を受けてしまっている。

この3人の証人が詳細な調査記録や、科学的な文書、米軍の覚書、マンハッタン・プロジェクト、イラクの人々の統計調査、第一次湾岸戦争後劣化ウランの放射能にさらされた子供や、元米軍兵の記録などを提示してくれたため、この兵器の性質が明らかになった。被告人を総司令官とする米軍により、Zyklon-B がヨーロッパにおいて使われたのと同じように、すべての生き物を集団殺戮する道具としてアフガニスタンにおいて、劣化ウラン兵器が使用されたことに対して、疑う余地我なくなったのである。

ベルリンにある世界劣化ウランセンターの科学者、アルベルト・ショット教授は、「アメリカの政治とその結果について」公開シンポジウムにおいて、「劣化ウランの軍事及び民間使用における結果について」というスピーチをおこない、劣化ウランのことを「地球そのものむけたに兵器」と呼んだ。検察側の書

類 E-130 になるが、このことがローレン・モレ証人が、この兵器の影響を語る
とき、"Omnicide"という表現を使ったことにつながるのである。これは、アフ
ガニスタンやイラクの人々に対して、「静かなる集団虐殺」("silent genocide")
以上のことがおこなわれている、ということを表しているのである。

古典的な名著「直ちに危険ではないけれど__地球の放射能被害の予測」
作者、ロザリー・バーテル(Rosalie BERTELL, GNSH)氏は、“生命体絶滅”
という言葉に、次のような定義を与えている：

**「種の撲滅の概念とは、歴史、文化、科学、生物的再生産、そして記
憶が、比較的迅速に、そして、故意に途絶えさせられることである。これは生
命の恩恵を人間が完全に拒絶することであり、こうした行為を描写するには生
命体絶滅という新しい用語が必要なのである。」**

米軍がアフガニスタンに対して劣化ウラン兵器を使用したことは否
定されてはいない。被告人が最高司令官をつとめる米国軍は、1943年のいわ
ゆるマンハッタン・プロジェクト以来、明らかになっているこうした兵器の性
質を十分に知っていながら、戦闘機や AH-64 ヘリコプター・ガン・シップ、
改良型クルーズ・ミサイル、CALCM といった兵器に劣化ウランを使用したの
である。F-16 戦闘機から投下されたかの劣化ウラン弾、バンカー・バスターだ
けではなく、AH-64 アパッチ攻撃機や、A10 攻撃機にも、PGU-14 API ウラ
ニウム・貫通弾が搭載され、バルカン砲から発射されたのである。

独自の科学的調査によって、信憑性の高い推定が本法廷で記録され、200
1年10月7日に開始された爆撃後の10月から、少なくとも500～600
トンの劣化ウラン兵器が、トラボラ、シャイクートウ、パクティア、マザリシ
ヤリフ、ジャララバード、ナンガハル、コスト、クンドゥズ、バグラム周辺
のカブルを含むアフガニスタン全土において使用されたということ、検事団
は控えめに見積もっている。しかし他方で、アフガニスタン復興基金のモハメ

ド・ダウドゥ・ミラキ博士は、1000トンをくだらない劣化ウラン及び非劣化ウランが使われていると言っている。

2002年1月16日にラムズフェルド国防長官は、「**高い放射線計数**」が「**ある実弾の劣化ウラン弾**」の結果として認められているということを公表した（原告資料 Ex. E-122）。ワシントンDCにある国防情報センター長官の、フィリップ・コイル氏は、アフガニスタンで劣化ウラン兵器が使用されていたことを認めている。

原告資料 Ex. E-118 と E-119 のマーク・ヘロルドとダイ・ウィリアムズによる報告書、ワシントンDCのウラン医療研究センターによる調査、原告資料 E-120、そして、原告資料 Ex. E-137 や E-138 等の上記アフガニスタン復興基金のモハメド・ダウドゥ・ミラキ博士による調査は、詳細にわたって、劣化ウラン兵器の広範な使用とその影響がアフガニスタンの人々に、「**静かなるジェノサイド**」と名付けられたゆるやかで痛ましい死を与え、胎児に影響し、すべての被爆者に将来変更不可能な遺伝情報の変更をもたらしていることを示している。

UMRCの現地調査団が聞き取った父や母たちの証言は痛ましい；

「アメリカ人は他に何を望んでいるのか。私たちを殺し、新生児を恐ろしい奇形児に変え、農地を墓地に変え、家を破壊した。これだけやった上に、飛行機は頭上を飛び、弾丸を撒き散らした。。もう何も失うものはない。過去の侵略者たちと戦ったと同じように彼らと戦うだけだ。（サイド ハリブ、トラボラにて）

ローレン・モレ証人はアメリカの劣化ウラン使用の軍事政策についての重大な証拠を示し、それを創造した過去をさかのぼり、その使用を政治についての証拠である。検事団証拠 Ex. E-156. ローレン・モレ氏は、広島と長崎の原爆投下の後、核兵器に反対する国際的な世論のため核兵器と放射能兵器の更なる使用は禁止されたが、この政策は1991年に破棄された。**アメリカの戦略司令部で劣化ウランを戦場に導入することによって通常兵器と核兵器の区別をぼやかすことが決定された。**証人は、劣化ウランは核兵器のトロイの木馬であって、核兵器と似た効果をもつと言明した。

証人は武器産業にとって劣化ウランが魅力的な兵器になったのはコストであったという。人間性に対するコストは受け入れがたい程大きい、劣化ウランが核兵器と原子力発電の副産物である放射性危険物でエネルギー省の責任になるため、何百万トンもの劣化ウランが軍産複合体に武器生産のために放出される。国防省は劣化ウラン武器を20カ国以上の国々へ販売することによって、武器産業に儲けの大きなビジネスを作っている。

このローレン・モレ証言者によって示された資料は、彼女がダグラス・ロッキ少佐から受け取ったものであり、アメリカ政府及びアメリカ軍は1943年以来、劣化ウラン兵器のジェノサイド的なそしてすべてを殺傷する性質に知っていた事実を決定的に示している。マンハッタン・プロジェクト（原子力兵器プロジェクト）の責任者であるグローヴス将軍に、彼のもとで働いていた3人の物理学者から渡された1943年10月30日付のメモ（原告資料 Ex. E-126）は、戦場での軍事兵器使用のための放射線医学データの進展を推奨している。これは劣化ウラン兵器の青写真であった。

劣化ウランの特性を記した前述のメモによると、「...微粒子サイズになった劣化ウランは、...地上から発射された弾丸や、乗り物や爆弾によって生じるほこりや煙となればらまかれ、...それを人間が吸い込む。...試算では、100万分の1グラムが致死量である。これにたいする治療法はまだない。...放射性のちりや煙によって汚染された地域は、高濃度の金属が検知される限りは非常に危険である。...貯水池や井戸は汚染される。...食料は毒され...1ミクロンより大きな粒子は鼻、気管、気管支から吸い込まれ、...1ミクロンより小さい粒子は肺胞から取り込まれて付着する...あるいはリンパ腺や血液に吸収され、...ベータとガンマ分裂の生成物は血液から吸収されて身体全体をめぐるだろう。」

提出された第二の資料、すなわち1991年3月1日付けの、「劣化ウラン兵器の効果性」と題された、M.V. ツァイマン陸軍中佐（第一次湾岸戦争後）から研究分析部門のラーソン少佐に宛てられたメモが強調しているのは、「劣化ウラン兵器による攻撃は、イラク軍に対して非常に効果的である。...劣化ウラン攻撃による環境への影響が懸念されている。...劣化ウラン弾は政治的には許されないものとなるであろう。...それゆえに兵器庫からは除去されるだろう。...それらが将来残されることを我々は保障すべきだ。...事後報告が書かれるときに、我々はこのことを心に留めておくべきだと私は考える。」

このメモこそが劣化ウラン兵器の本当の効果を覆い隠すために事後報告が変造されることにつながっているということを示しているという、ローレン・モレ証人による解釈は正しい。

この証人によって示された第三の重要な資料は、1993年8月19日付のK. シンスキー陸軍准将による文書（原告資料 Ex. E-128）である。直後に陸軍将軍、参謀幕僚、訓練長官がこれ（架設、後方業務、環境）を、陸軍副長官にすすめている（Review of Draft Report to Congress 誌 -アメリカ軍における劣化ウランによる健康・環境への影響）。この文書は、砂塵攻撃（第一次湾

岸戦争)後、G A Oは陸軍の劣化ウラン汚染と戦う能力を調査したと言明している。G A Oは、国防省に1993年1月15日に受理された下書きメモを公表した。これは陸軍長官に以下のことを指示するメモだった。

- A . 劣化ウラン汚染された設備を使う可能性のある全職員に適切な訓練を与えること**
- B . 劣化ウラン汚染に接した全職員への完全な医療検査**
- C . 劣化ウランに汚染された設備の、将来的復旧計画の進展**

ローレン・モレ氏は、証言を締めくくるにあたって以下のような証言をした。すなわち、空気・水・食料に漂う放射性粒子という劣化ウラン兵器の特性からかんがみて、汚染地域は、それらの兵器が使われた国のみならず、劣化ウラン兵器が使われた地点から約1000マイル以内のすべての国におよぶ。それは風向きや空気中のちりによるのだ。アフガニスタンにおける劣化ウラン兵器の使用によって、イラン、パキスタン、トルコ、トゥルクメニスタン、ウズベキスタン、ロシア、グルジア、アゼルバイジャン、カザフスタン、中国そしてインドが汚染され、イラクにおける劣化ウラン兵器の使用によって、サウジアラビア、シリア、レバノン、パレスチナ、イスラエル、トルコ、イランが汚染された。

劣化ウランプロジェクト長官であるダグラス・ロッキ少佐は、1994年から1995年にかけて、彼自身が第一次湾岸戦争の壊滅作戦に際しての劣化ウラン兵器の犠牲者であり、2003年10月に開かれた劣化ウランについてのハンブルグ会議で、イトウカズコ検事によって聞き取り調査をされた。聞き取り調査のビデオは原告資料 Ex. E 124。この聞き取り調査をみたアミカスキュウリエはこの証拠についていかなる異議も申し立てなかった。ダグラス・ロッキ少佐は、アメリカ軍の劣化ウラン計画責任者である間、劣化ウラン兵器の危険に焦点を当てようとしたことを以下のように述べた。

「...英国、オーストリア、カナダ、ドイツの軍人たちは劣化ウラン兵器の危険を学習するためのプロジェクトに参加していて、私はチームを指揮するように陸軍から命令された。...我々は提案を出したが、それは完全に無視された。...アメリカ軍は兵士たちを守るためのいかなる基準も設けていない。事後処理が不可欠であるということを我々

は提案したのだが、完全な事後処理は不可能である。それゆえに我々が提案したのは、これ以上劣化ウラン兵器を使わないということであった。しかしながら我々の提案は政府上層部によって無視され、NATO、英国、オーストリアやその他からも完全に無視された。」

ペンタゴンによってつくられた、劣化ウラン兵器の危険、処理基準、放射性測定の方法等がおさめられたビデオに関して、証人が主張したのは、このビデオは決して使われず、アメリカはこの劣化ウラン計画を封印することを決めたということだった。その理由は、劣化ウラン兵器はきわめて危険で、その使用は国際的圧力によって禁止される可能性があったからである。アメリカ政府がこれらの兵器を使い続けた理由は、証人によれば、その廉価性と効果、そして、劣化ウランによる放射性汚染濃度を超えない原子力兵器を提案し続けることによって、未来の世代にとって核兵器が許容されるための布石でもあるからだ。

ダグラス・ロッキ少佐の証言は、湾岸戦争を経験した兵士についての報告のもとに評価されなくてはならない。現時点で、1991年の湾岸戦争に関係のあった69万7千人の兵士の半数が重い病気にかかっていると報告されている。湾岸戦争経験兵士協会によれば、30%以上が慢性的な病気である。湾岸戦争後の連合軍兵士の子供として生まれた赤ん坊は、誕生後すぐは健康であったものも含めて、奇形や重度の先天性疾病をもつ。最近、英国の兵士が、数年にわたる闘いののちに、劣化ウラン兵器は深刻な生理学的影響を引き起こすという判決をえた。

戦争犯罪としての劣化ウラン兵器使用にかんする3人目の証人は、矢ヶ崎カツマ教授であり、原告資料(Ex. E 158と159)にある証言と証拠文書において以下のように述べている。すなわち、「劣化」という言葉は、劣化ウランが放射を含まないウランであるという誤った印象をあたえるが、そうではないのだ。というのも、劣化ウラン弾は放射能汚染を引き起こすし、原子爆弾と同様に危険であるからだ。たった一つの劣化ウラン粒子でさえもが、ガンを引き起こすのに十分であるし、いったん身体に取り込まれてしまえば、遺伝子や細胞に運び込まれ、すべての臓器とリンパ腺に影響する。広島でまき散らされたウラン235の総量は61.2kgであった。アフガニスタンで使用された劣化ウラン兵器は500～600トンであると推定されることから、アフガニスタンの劣化ウラン汚染は、広島に比べて8170トン増しである。アフガニスタンの将来的な放射能汚染と体内における放射能の危険は我々の想像を絶す

るものである。なぜならば、劣化ウランが発するアルファ波は遺伝子を修復不可能に傷つけるし、放射能による低い危険性という考え方は内部露出という点において誤解されているから。劣化ウランは吸入と内部汚染によって取り込まれるのだ。

矢ヶ崎克馬教授は、本法廷開始前の2003年10月に開かれた「世界ウラン兵器会議」における報告書のなかで以下のように述べている。すなわち、800トンの劣化ウランは、原子量になおすと、長崎へ投下された爆弾の8万3千発分に相当すると試算される。イラクで使用された劣化ウランの総数は、長崎に投下された爆弾25万発分に相当する。矢ヶ崎教授は、劣化ウラン弾は壊滅的な放射能兵器であり、使用されるべきではないし、劣化ウランは45億年の間、汚染地域の土、空気、水に残留すると主張した。

この裁判においてきわめて重要であったことは、WHO報告の曖昧さに取り組まなくてはならなかったことである。原告資料 Ex. E-123 であるこの報告書は、法廷において矢ヶ崎教授に示された。これは、報告書についての彼の科学的反応を聞き出すためであった。というのも、アミカスキュリエはこの報告書をもって、WHO報告書はそのような恐ろしい結果について言及していないということで、被告がこの兵器を使用したことの弁護をしていたからである。WHO報告書は、曖昧で、回避的、部分的には認められるが、部分的には認められない、そして1943年以来の圧倒的な証拠と一致していないということが、証人たちによって証言された。さらに、WHO報告は無署名であった。いかなる科学者、あるいは科学委員会もこの報告書を証明していない。

劣化ウラン弾の爆発によって引き起こされた「湾岸戦争症候群」を初めて確認したアサフ・ドラコビッチ博士は、原告資料 Ex. E-120 の、「診断されることのない病気と放射能兵器」という報告書の中で、カナダや他の地域における湾岸戦争経験兵たちへの調査をもとに、以下のような報告をした。すなわち、劣化ウランは、遺伝子を殺したり突然変異を引き起こしたり発ガン性をもっていたりという特性によって、骨、肝臓、生殖機能、脳、そして肺に蓄積し、それを吸入したりその破片によって傷を受けたりしてから10年たつてすらも、生殖変質や胎児奇形を引き起こす。このことはWHO報告書と矛盾する。

矢ヶ崎教授は本法廷において、当該物質についてのWHO報告書の非科学的な特性、特に劣化ウランの特性についての不十分な分析について詳細に語った。劣化ウラン兵器に関する無署名のWHO報告書を読んで私が見出したのは、兵器の深刻な効果を隠しつつ、安全で曖昧な立場をとろうとしているということである。現場で報告書の誤った解釈がなされるかもしれないという事態に備え、以下のように述べている。

「...戦いが続き、食料や水の劣化ウラン汚染濃度は、汚染地域では数年にわ

たつて検知されるだろう。このことは調査されるべきである...」

「可能な場所においては、爆破地域における事後処理が行われるべきである。もしかなりの量の放射能弾が残っていて、専門家によってその汚染濃度が許容範囲を超えているとされたならば...」

WHOはその組織に属する科学者とも矛盾している。WHOのマイケル・H・レパコリ博士は、モハメド・ドウド・ミラキ博士の報告書「アメリカからの静かなるジェノサイド」(原告資料 Ex. E -137)の中で以下のような引用されている。

「劣化ウランは、吸入されたり摂取されたりあるいは環境に残ったりするような小さな粒子のかたちで、爆弾発射とともに放たれる。...子供たちは...戦争地域の中で...汚染された食料や水を通じて...劣化ウラン兵器のより大きな危険にさらされるだろう。」

2004年2月に放映されたBBCテレビでWHOの上級放射能専門家であるキース・ベイバーストック博士は、彼が2001年の劣化ウランの健康への影響をまとめたWHO報告書の執筆者の一人であり、その報告書はWHOによって、外部に漏れないように「機密」扱いにされたと述べた。

2002年10月20日に、ジョージタウン大学の放射線医療の教授であり、本法廷でも採用された報告書の作成者でもあるアサフ・ドラコビッチ博士は、南アフガニスタンのカタルの病気の市民たちへの予備テストの結果を報告した。テストを受けた人々は、通常の100倍ものウラン濃度を有していた。興味深いことに、それは非劣化ウランであり、劣化ウランではなかった。...ドラコビッチ博士は2002年11月のアルジャジーラ・テレビのインタビューにおいて、アメリカ軍は、第一次湾岸戦争とバルカン半島で使用した以上の劣化ウランをアフガニスタンにおいて使ったと述べた。

「アフガニスタンにいる多くの健康専門家が、先天性疾患の増加はアフガニスタンにおける劣化ウラン兵器投下によるものであると考えている。子供たちは目や、手足がなく生まれてきたり、口から飛び出した腫瘍や性器奇形をもって生まれたりする。」

多くの兵士や鳥が、口、鼻、耳からの出血後に死んでいくのがみられた。多くの人は物理的傷を受けることなく、異常な徴候をみせた後に死んだ。

ニューハンプシャー大学のマーク・W・ヘロルド氏は、「ウラン戦争：ペンタゴンは放射能兵器へと歩を進める」と題された詳細な研究の中で、以下のように述べている。

「アフガニスタンでの作戦において、地下施設や洞窟を標的にして、新しいウラン兵器が使われたことが疑われる。…重点的に攻撃された地域は…今や劣化ウラン酸化物によってとても汚染されているだろう。…軍事行動のあいだ、アメリカの戦闘機は950回出撃し、3450個以上の爆弾を投下した。」

「爆破された洞窟を調べに行かされたアメリカ軍人とアフガニスタン軍人の危険たるや恐ろしいものである…さらに深刻なことは…カブールのような、標的となった人口密集地域である…」

「東アフガニスタンの山々をアメリカ軍が激しく攻撃したことを考慮に入れると、おそらく、大量の劣化ウランが、水源であるヒンドゥ・クシュ山脈からヒンドゥ盆地の河に流れ込む間に検出されるだろう。例えば、カブールから東へ向かうと、…カブール川はパキスタンを横断し、インダス川へ流れ込む。南アフガニスタンのような乾燥地域では、ウラン酸化物のほとんどは、地表のちりとなって堆積し、風や乗り物によって拡散されている。」

「…12月半ばにペンタゴンは、新しいハイテクの、どんな障害もぶちこわしてしまう爆弾をアフガニスタンに導入することを公表した。レーザーによって先導されるその爆弾は、熱気圧兵器であり、高圧爆発が地下洞窟やトンネルを破壊する。…」

14. クラスタ爆弾(CBU87とCBU103)とデージーカッター(燃料空爆)の使用による戦争犯罪

アメリカ軍総指揮官である被告が劣化ウラン兵器について十分な知識を持っていたことに加えて、クラスタ爆弾と燃料空爆(デージーカッター)がアメリカ軍によって使用された。

「壊滅的攻撃：クラスタ爆弾とアフガニスタンにおけるアメリカ軍のその使用」と題されたヒューマンライツウォッチの報告によると、

「…アメリカ軍の兵器庫はクラスタ爆弾を有している。それは何百もの子

爆弾を放つ、大きな爆弾である。...それらは市民たちにも深刻な影響を与えるものである...（子爆弾がまかれた地域では）多くの不発弾が残されるのに加えて、それらは事実上、地雷となる。

アメリカは2001年10月から2002年3月にかけて、24万8056発の子爆弾を含む1228発のクラスター爆弾を投下した。...アメリカは主に二つのモデルを使った。一つは、湾岸戦争時にも使用され、ユーゴスラビアにおけるNATOの爆撃攻撃にも使用されたCBU87。そしてもう一つは、新しい...CBU103...である。海軍はまた、CBU99s、CBU100sそしてJSOWを使用した。」

2001年3月の3週間半にわたるアフガニスタン調査で、ヒューマンライツウォッチは、クラスター爆弾が引き起こした市民への損害の十二分な証拠を見出した。

「クラスター爆弾は、爆発しない子爆弾、あるいは爆発する可能性のある不発弾をも残す。これは、無辜の市民を傷つけたり殺し続けたりする。攻撃後のアフガニスタンの一般市民犠牲者は、羊の群を放牧させていたシェパード犬を含め、畑を耕す農夫や、木の枝を集めていた子供たちであった。」

大量破壊兵器（アメリカはアフガニスタンで、世界最大の非核兵器を投下した）と題されたローラ・フランダースによる報告は、本法廷以前の記録であり、それによると、BLU82が「デージーカッター」と名付けられたのは、それが地面に残す跡に由来する。そしてそれは、

「3マイルを壊滅させることができる。ビッグブルーという巨大な貨物飛行機から投下され、可燃性のアンモニウムニトロの雲を放ち、アルミのちりをばら撒き、そして、爆発によって点火されるポリスチレン懸濁液を放つ。結果は火の海であり、サッカー場5個分の地域を灰にしてしまう。酸素を消費し、それによって生じる振動と真空圧力は、その地域にいる人の内臓組織を破壊する。」

アフガニスタンで使用された兵器はどれも、国際人道法の検査に合格しない。これらの兵器を使用することは戦争犯罪である。人類は、生きている生命を破壊するのみならず、将来生まれ落ちる生命をも不自由にするような、個人や組織の犯罪性についての問題を回避することはできない。

15. 被告人による戦争捕虜に対する戦争犯罪：

グアンタナモ基地における被抑留者の捕捉状況に関するファクトシート（2002年2月7日、報道担当官事務局によって発表。起訴資料 Ex-31）からの詳細は以下の通りである：

「…ブッシュ大統領は、タリバン兵の被抑留者にはジュネーブ条約の適用は

認めるが、アルカイダには認めない、とした。

アルカイダはジュネーブ条約の締約国ではなく、外国のテロリスト集団である。従って戦争捕虜としての地位・資格は認められない。

タリバンを正当なアフガン政府として絶対に承認してこなかったが、アフガニスタンはジュネーブ条約締約国なので、大統領によればタリバンは条約によって保護されるとしても、タリバン兵の被抑留者については戦争捕虜としての地位・資格は認められない、……」

米国政府の公式見解によると、タリバン兵士に戦争捕虜としての地位・資格が認められないのは、捕虜について以下の様に定義しているジュネーブ第三条約の第4条に違反しているからである：

「戦争捕虜とは、現条約の意味では、敵権力的手中に陥った人々で、以下のカテゴリーの一に属する人々をさす：

1. 紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊または義勇軍の構成員……」

米国政府は、タリバンの事実上の政府と直接に、またユノカルを通じて交渉してきた；タリバン戦闘員に対し戦争捕虜の地位・資格を拒否することはできない。米国がタリバン政府を承認してこなかったとは言え、国連の他、パキスタン、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦だけには承認されていた。ジュネーブ第三条約第4条は、その軍隊の構成員が捕虜としての地位・資格が与えられる前に、紛争当時国が正当な政府として承認されるべきである、とはしていない。

アルカイダもしくは「外国人兵士」の地位は、彼らが紛争当事国ではない他の国々に属するため、確かに異なってくる。彼らは「志願兵」または「傭兵」であったとは確定されていないが、「外国人兵士」も1977年第一追加議定書のマルテンス条項（習慣法の一原則）の下で、人道的待遇を受ける資格がある。

この問題は実際より遥かに複雑である；関係国にとっては不快であっても、事実上これら「外国人兵士」は米国を始め英国、サウジアラビア、オーストラリア、カナダ、パキスタン、モロッコなどの国々から募集され、パキスタンとアフガニスタンの国境地域で米国及びパキスタン等の特殊部隊によって訓練を施

されたのである。これらの国々は、自国の戦略的利益の増進を図る同盟国同志であった。このことは、元国家安全保障特別補佐官のブレジンスキー氏と元 CIA 長官のロバート・ゲイツ氏によって認められている。

捕虜の地位・資格の認定を巡って生ずる法的問題は以下の通りである：

まず、米国政府はこれら「外国人兵士」に戦争捕虜としての地位・資格を拒否することができるのか、ということである。つまり、米国に友好的な諜報機関を通じてこれら「外国人兵士」を募集し、資金援助し、訓練し、支援してきたではないか。そして、タリバンが体制変革を支持する役割を担うのを援助することに同意したではないか。

また、アフガニスタンの政府及び人民によって「外国人兵士」の捕虜としての地位が厳密に確定されることになるか、である。アフガニスタンは 20 年以上にわたり、その領域で「外国人傭兵」を通じて内戦を仕掛けてきた国々によって引き裂かれてきたのである。よその国々が、中央アジアから東欧へ、元ユーゴに至る地域（ブレジンスキー氏がユーラシアと言及した地帯）に埋蔵される資源を求めてきたのである。そして、パキスタンとアフガニスタンの国境で訓練された「外国人兵士」が活発に交戦してきた地域なのである。

これら「外国人兵士」の重大かつ違法な使用にも拘らず、戦争捕虜としての地位は、極秘の軍法委員会か軍事法廷によってではなく、権限を有する裁判所によってまず認定されることになったのであろう。ジュネーブ条約の第 4 条に添って次の様に規定されている：

「交戦行為を行って、敵の権力内に陥った者が第 4 条の一に属するかどうかについて、疑いが生じた場合には、その者は、その地位が権限のある裁判所によって決定されるまでの間、この条約の保護を有する。」

外国人兵士である疑いのある者は、従って権限のある裁判所によってその地位が決定されるまで、戦争捕虜の地位が与えられる。

捕虜の待遇に関するジュネーブ条約第 13 条は、次の様に義務づけている：

「捕虜は常に人道的に待遇されなければならない。抑留国の不法の作為または不作為で抑留している捕虜を死に至らしめ、またはその健康に重大な危険を及ぼすものは、禁止し、且つ、この条約の重大な違反と認める。捕虜に対しては、身体の切断またはあらゆる種類の医学的若しくは科学的実験で、その者の医療上正当と認められず、且つその者の利益のために行われるものではないものを行ってはならない。

また、捕虜は常に保護しなければならず、特に暴行または脅迫並びに侮辱

及び公衆の好奇心から保護しなければならない。」

起訴状は被告人を米軍の最高司令官として、捕虜に対する戦争犯罪の責任を負うものとする。被告人及び米国政府の政策は、各人権機関の報告にも示されているように、状況証拠によって裏づけされているように、以下の様な結論に至る：その目的は、とりわけ「外国人兵士」を排除すること、恐らく「アラブ人及びその他の外国人兵士」をアフガニスタンやいろいろな地域で利用してきた事実をもみ消すことであったように思われる。新聞記事や報道は、この趣旨でラムズフェルド国防長官を引き合いに出してきた。しかしながら、裏づけもなくこれらの報道に頼ることは危険であろう。この文脈で、同様なアプローチがボア戦争においては違う理由で採択されたからである。ボア戦争において、キッチナー卿は現地司令官へのインフォーマルな報告の中で、「誰も捕虜とされるべきではない」とした。そのため、投降するボア兵士を英国軍が大量に殺害することになってしまい、ヨーロッパ中で非難が沸き起こった。その結果、オーストラリア派遣部隊の将校らが身代わりにさせられ、投降する捕虜を殺害したことで軍法会議にかけられた。しかしながら、上層部によって何の責任もとられなかった。

提出された証拠書類に、ジェイミー・ドーラン氏（アイルランドの映画制作者）によるドキュメンタリー・フィルム「アフガン大虐殺：死の護送」起訴資料 1 が含まれる。これは実際の出来事で、通信記者や個人によって調査され、報告されたもの。また赤十字やアムネスティ・インターナショナルなどを含む人権機関によって報告されたもの。また、戦争犯罪が、米軍の最高司令官として被告人の全面的指揮の下で行われたことを確認するものである。

しかしながら、最高司令官として被告人に刑事責任を負わせることには困難がある。タリバンの被抑留者や外国人兵士に関して、証拠に欠落部分があり、捕虜関連の2つの問題について検察側によって異なる見解が提出されたからである。つまり、一つはコンテナ移送の決定は米軍によるものか、それとも北部同盟によるものか。もう一つは、シェバルガン刑務所は米軍によって全面的に管理されていたのかどうか、である。

第二次世界大戦後に設立された極東国際軍事裁判所によると、以下の通りである：

「日本で捉えられた捕虜について、概してその責任は次の者にかかっていたとされる：

政府の構成員

捕虜を所有する組織を指揮した陸／海軍当局者

捕虜の福祉関連担当課の職員

捕虜を直接管理した民間人や陸／海軍当局者

以上、戦争捕虜または被抑留者に対して責任を負う当局者らがいたのである。

次に列挙するのは、この法廷でその有責性が問われる事件についてである。

A. **カライジャンギの被抑留者及び戦争捕虜への爆撃**

米国特殊部隊は、戦闘機や武装ヘリコプターを使って、4千人ものタリバン兵や外国人兵士を爆撃することを命じた。中にはパキスタンからの民間人や民兵らもいた。彼らはクンドゥズでの交渉後に投降したが、カライジャンギの刑務所で暴動が起きたという口実で拘束されてしまった。その暴動は、CIA 尋問官による取調べが引き金となって生じた。何百人もの捕虜が殺され、不具にされたが、それに対して被告人は、米軍の最高司令官として直接責任を負う。捕虜を爆撃する決定は、特殊部隊と諜報活動チームによってなされた。このことは、事実に基づく証拠や物的証拠及び状況証拠によって証明される。

B. **バグラム及びインド洋のディエゴ・ガルシアでの捕虜への拷問**

捕虜たちはバグラム空軍基地の収容所で、完全に米軍の支配の下で手枷足枷をかけられ、拷問された（起訴資料 62 OCS NEWS 1月17日、2003年）。目隠しされ、打ち負かされ、24時間強いハロゲンライトに照射され、絶えず睡眠を奪われ、何時間も立たせられたり、ひざまづかせられたりした。残虐行為や非人道的な取り扱い、侮辱的行為がこれらの捕虜たちになされた。尋問のために金属製運送用コンテナ群の中に閉じ込められたが、これらのコンテナは有刺鉄線で巻かれ、外界からは完全に隔てられていた。尋問中は、全く太陽光に当てられなかった。米国の監視下での、捕虜及び被抑留者へのひどい取り扱いに対して、被告人は米軍最高司令官として責任がある。ワシントンポストによると、国家安全保障局の局員らは、被抑留者や戦争捕虜への暴力や拷問の使用は、「ある時に、ある人の人権を侵さないとする、多分職務を遂行できない（もし、いかなる時も人権を守っていたら、職務を遂行できない）・・・」と言って、拷問について弁護していた。ディエゴ・ガルシアでの捕虜や被抑留者も同様な扱いを受けていた。

C. グアンタナモ基地

捕虜や被拘留者らは、アフガニスタンからキューバ東端のグアンタナモ米国海軍基地へ(ここは米軍によって不法占拠されているが)、手枷足枷をかけられ、フードをかぶせられて、移送された。違法な移送中、十分な食糧も水も与えられなかった。被告人の承知の上で、被抑留者たちは建設されたケージ(天井も床も鉄板で覆われたもの)の中に隔離された。拷問され、睡眠も奪われ、尋問が続けられた。独房に監禁され、打ち負かされた。赤十字国際委員会は、監禁の初期の頃は彼らへの面接を拒否されていた。ようやく赤十字は面接を許可され、被抑留者や戦争捕虜たちの捕捉状況が公に非難されるに至った。証拠書類によると、649名が監禁されており、自分たちの置かれた状況や無実を証明するために弁護士などいかなる法制度にアクセスすることも拒絶されていたことがわかっている。ジュネーブ条約に従って彼らの地位を認定するための法廷は、これまでひとつも設立されてこなかった。

こうした非人道的な状況、「ストレスと強要」による尋問法や拷問は、自殺や自殺未遂に追い込むことになった。ジュネーブ第三条約の第12条及び13条に違反して、これらの被抑留者たちは尋問のために、紛争当事国ではない外国へと移送されて行った。グアンタナモ及びバگرامについての詳細は、米州人権委員会(the Inter-American Commission On Human Rights Organization)への覚書の中に加えられた。これは、憲法上の権利センター(the Center for Constitutional Rights)と国際人権法団体 NY(the International Human Rights Law Group, New York)によって2003年2月13日に提出されたものである。

D. コンテナでの捕虜の移送

検察側はその起訴状の中で、捕捉された何百もの捕虜たちの移送に関する重大な戦争犯罪

について言及した。クンドゥズで投降したタリバン兵や外国人兵士らは、貨物専用コンテナに詰め込まれ、水や空気の不足で窒息死してしまった。検察側は、長さ12mほどのコンテナひとつに、102人の男たちが詰め込まれたことを提示している。彼らはシェバルガン刑務所に移送されたが、空気も水もなく、大多数が窒息死してしまった。移送中、空気穴を開けようとして、兵士らがコンテナ目がけて小銃弾を発射したが、その結果一部が撃ち殺されてしまった。検察側が頼みにした証拠資料は、起訴資料 EXP-1 のジェイミー・ドーランの

レポートであるが、これは「アフガン大虐殺：死の護送」というフィルムにおけるレポートである。その他、ニュースウィーク記事の起訴資料 K-61 などがある。事件そのものが疑いもなく立証されるのに対して、一体誰がこんなひどいやり方で移送する決定を下したのか、について食い違いがある。北部同盟の司令官によるその場の決定だったのか、それとも米軍も関与する、予め計画された共同謀議であったのか。パキスタンや諸外国からのタリバン兵及び外国人兵士らを大量虐殺するに至ったこの極めて重大な事件に関して、たとえ被告人ブッシュに帰せられるとしても、証拠に欠落部分があってもっと裏づけが必要とされることを考えると、決定的証拠もないのに被告人に刑事責任負わせることには困難がある。

北部同盟のある将校が、捕虜に関する起訴資料 P-1 の中で、次の様に語ったとして検察側によって引き合いに出されている：

「我々は、被抑留者らを移送する任務を担った。シェバルガン刑務所へ向かう途中、カライ・ザイニで 25 個のコンテナを手に入れた。それぞれに 200 人ほど詰め込んだ。」

検察側が頼みにしている次の証拠は、起訴資料 K-61 からのもの(ニュースウィークの記者に語られたもの)である。ムハンマドという偽名の男によると、彼はドスタム将軍の部下に依頼されて、コンテナのひとつをトラック輸送した。中の捕虜たちはコンテナの壁をドンドン叩いて、死にそうだから水をくれと叫んでいた。そこでハンマーで穴を開けていたら、ドスタム将軍の部下が物音を聞きつけて来たので、単に穴を塞いでいる振りをした。

ムハンマド・イクラム氏は、パキスタン最高裁の法廷弁護士(Advocate)として有名であるが、自分の依頼人の指示に従って、戦争捕虜の待遇に関して証言する中で、米国諜報機関によるパキスタンへの著しい内部干渉(内部調査問題への干渉も含む)があったことに触れていた。また、依頼人は米軍による捕虜に対するひどい扱いについて供述したいが、移送に関する案件における遅延状況を考慮すると、出廷できないでいると言及した。その結果、被拘留者及び捕虜に対する戦争犯罪に関する重大な証拠 捕虜のコンテナ移送など問題について決定的であったと思われるものが 入手できないでいると述べた。

ムハンマド・イクラム氏は、依頼人からの指示に従って、米国占領軍による捕虜に対する待遇に関して詳述した。イクラム氏はパキスタン諜報機関による国内における犯罪調査や政権への干渉、国家主権の侵害について法廷に告訴した。自分の依頼人であるムハンマド・Sagheer氏(パキスタンの Pattan の住民)が

アフガニスタンで米軍によって受けた不法な監禁及び拷問、虐待に対し、また十分な栄養も医療も拒否され、今度はキューバへと手枷足枷をかけられ、フードをかぶせられて移送され、続いてグアンタナモ米軍基地で監禁されたことについて供述した。この依頼人に代わって、法廷弁護士であるムハンマド・イクラム氏はこの法廷で米国政府への法廷通知 (legal notice) を提出した。

本法廷は、パキスタン政府がムハンマド・Sagheer 氏に移送関連資料を公判に間に合うように発行しなかったために、氏が公判に出席するのが困難であると見て、この一連の事件に関して被害を受けた個人に直接向き合いながら質疑を行うことができなかった。とは言え、ムハンマド・Sagheer 氏に対する虐待及び監禁の事実は、繰り返されているパターンのひとつであったが。

検察側は、コンテナで移送するという重大な事件に関し、北部同盟もタリバン民兵も以前、互いに捕捉した捕虜に対して大量殺害を行うために「コンテナ」を使っていたことを提示した。これは米軍による軍事攻撃の前にも、北部同盟側でもタリバン側でもマザリシャリフで起こっていたのである。

この点、RAWAによる証拠（検察側のD証人）は適切であるし、アフガニスタン内でも調査が必要とされるものだ。それは、アフガニスタンを壊滅させるために宗教を悪用し、激しい攻撃を行うように国外勢力によって訓練された政治団体による残虐行為に関するものである。

米軍が絡んだという確実な証拠がないために、決定的な認定に至る可能性、密閉されたコンテナでの移送というこの重大な事件に関して被告人を有罪にする可能性はない。このコンテナ移送の結果、何百、何千もの人たちが窒息のため、またコンテナに通気用の穴を開けようと小銃弾を発射したために命を落としてしまったのである。この事件は、生存者から直接証拠を集めることで更に調査・取調べが必要である。

E . シェバルガン刑務所での状況

人権のための医師団はシェバルガン刑務所における不十分な状況について報告を行った。

消化器疾患、呼吸器疾患の危険性が高いのは、彼らが超過密状態に置かれ、ひどい寒さに対して粗末な衣類だし、防寒具もないし、ひどい食事だし、不衛生だし、十分な医療も受けられないからである。しかしながら、この事例では、一体誰がシェバルガン刑務所の捕虜たちを管理していたのか、について食い違

いがある。

本法廷に提出された起訴状の第三部(捕虜に対する戦争犯罪)の第4項において、検察側は次の様に述べている：

「移送された3千人もの被抑留者たちは、北部同盟が監守していたシェバルガン収容所に収容された…この特別な刑務所はそのひどい状況で知られていた…壁は風雨で傷み、被収容者らは全く放置されたままで…北部同盟が主に監守の任務についていたけれど…CIA局員がここで尋問を行って、被抑留者らをカンダハール空港へ送り、更にグアンタナモ基地へと送り込む手筈を整えたところを見ると、米軍が事実上この刑務所の一大管理者であった…するとブッシュ大統領は刑務所の監守らに適切な手続き・やり方について気づかせる立場にあった…」

刑務所内における状況及び被抑留者への待遇について、被告人を有罪にするにはこの証拠は決定的なものではない。と言うのは、この刑務所は以前より放置状態にあったし、この訴追事例の通り、北部同盟が刑務所及び監守らを管理してきたからだ。従って、この件で被告人のせいにするには、シェバルガン刑務所における米軍の本質的関与について、もっと詳細な資料と精査が必要であろう。

F . 意識もない重傷の被抑留者たちの虐殺 - ダシュテ・ライリのケース

ダシュテ・ライリでは、重傷を負って気を失ったタリバン兵500~600人が両手を縛られたまま、銃殺された。起訴資料 Ex-1 にあるこの証拠には反論はない。これら被抑留者の銃殺による処刑を30~40人の米兵が目撃していたことが証明されている。既に投降してきており、しかも重傷を負っていた被抑留者らを処刑したことに對して、被告人は米軍最高司令官として有罪であることをこの証拠は決定的に証明している。これらは、第一追加議定書やジュネーブ第三条約の福祉に関するあらゆる規定や規範に反するものである。

16 . 人道に対する罪

アフガニスタンは周知の様に20年以上にもわたり、むごい内戦に曝されてきた。1979年からずっと死体を埋め続けてきたし、1999年以降飢饉状態は悪化し、結果として何十万もの人々が死んでいき、三方の国境地帯周辺で食べ物を探し求めて、難民となっていた。被告人が軍事攻撃を命令し、容赦なくじ

ゆうたん爆撃を行った時、全く無防備な国であった。戦争のアフガンの人々に及ぼす影響は壊滅的になるだろうという国連や人権機関による警告にも拘らず、攻撃したのである。

米英連合軍は、敵国ではない国に対して無謀にも劣化ウラン兵器も含む大量の爆弾やミサイルを発射した。

国際慣習法は何世紀にもわたって 1868 年サンクト・ペテルスブルグ宣言においても、1899 年ハーグ条約、1907 年ハーグ条約、1949 年ジュネーブ第四条約そして 1979 年第一追加議定書においても 戦争法規が、一般市民は戦時には保護されるものと命じてきたことについて示してきた。ジュネーブ条約共通第 3 条は次の様に規定している：

「敵対行為に直接参加しない者、武器を放棄した者、病人や負傷者も含め、… 全ての場合において人道的に、不利な差別もなく待遇しなければならない… 生命に対する暴行、前記の者に対する暴行は禁止される。軍事目標及び戦闘員用の武器は、従って、武器を放棄した者や一般市民に影響を及ぼすような無差別的効果のあるものであってならない。

1977 年のジュネーブ条約第一追加議定書第 48 条は、署名国と否とを問わず、すべての国に適用される慣習国際法の基礎的な規則を定める。これらの戦争に関する慣習法は 1 世紀半前から存在しており、既存の多国間条約の諸規定を反映したものであり、次のような内容である。

「民間人および民間施設の保護と尊重を確保するために、紛争の当事者はいかなるときも民間人と戦闘員、ならびに民間施設と軍事施設とを区別するものとし、軍事施設に対してのみ作戦を指図するものとする。」

被告人ブッシュ大統領は、「自由」と「民主主義」をアフガニスタン、イラク、その他数カ国にもたすと熱っぽく訴えたが、「自由」と「民主主義」という人間のあり方への深い関心を前提とする考え方にもかかわらず、基本的な戦争法規を守らず、人道に対する罪を犯した。

国連難民高等弁務官の報告書によれば、爆撃から避難した人々は、身の回り

物や食物を持っていくことができず、無一文にされた。パキスタンの外務省スポークスマンは、「パキスタンはアフガニスタンから国内に流入する大量難民を対処する立場にはない」と言明した。そのため、何千人もの難民が、パキスタン国境で追い返された。

アフガニスタンに埋められた 1000 万個の地雷にもかかわらず、人々は空爆によって、家を捨ててさまざまな方角へ逃れたが、地面でさえ安全でないことに気がついていなかった。国連難民高等弁務官によれば、2001 年 10 月 7 日以降の空襲の後、難民は、イランおよび北方へ逃れた人々を除き、パキスタンに入国した人だけでも、100 万人を超える。

2001 年 10 月 10 日に、国連食糧農業機関の社会・経済部のアブドゥール・ラシード副部長はアフガニスタンの状況について、「数百万人が飢餓にさらされており、食糧事情はきわめて深刻だ。」と警告した。世界食糧計画と国連食糧農業機関（FAO）によれば、数年間に渡る干ばつのためアフガニスタンでくち百万トン単位で食料が不足すると予測していたことに注意を喚起し、「空爆によって状況は一層悪化する」と述べた。

2001 年 11 月 1 日に、ブラヒミ国連特別代表は、寒い冬に備えた貯蔵食料は 40 万人について 4 ヶ月分しかなく、さらに 90 万人が飢餓の危機に面していると警告した。2001 年 11 月 20 日、ユニセフの現地代表は「マザリシャリフとその周辺には、食糧援助もなく約 200 万人の衰弱した人々がいる。その一方で、アフガニスタン中の穀物倉庫が爆撃されている。」

爆撃が継続する間、人々は、爆撃、飢え、寒さおよび栄養失調から次々死亡し、その上、殺傷力のある放射線劣化ウラン兵器が放射性微粒子によって空気、水、食物を通じて、環境を汚染していた。2002 年 2 月の「国境のない医者団」の報告によれば、6 人の子供のうちの 1 人はひどい栄養失調であり、治療しな

ければやがて死亡する状態にある。「国境のない医者団」の報告によれば、子どもの死亡率は 1.4 から 3.2 増加した。赤十字国際委員会の報告では、食物のために身売りされる子どもさえいる。

難民キャンプさえ爆撃にさらされた。複数の情報機関による意図的な分断策によって部族毎に避難地域が決まり、敵対的な勢力の報復が懸念された。しかも、北部の軍閥であれタリバンであれ、敵対的な武装集団はすべて、かつてアメリカの支援を受けていたものであった。部族間紛争は、アフガニスタンの人々を支配し、政権交代を達成するために内戦を継続させるという政策であった。武装集団が跋扈するにつれ、人々の生活は荒廃した。

侵略的行為から発生する、人道的に見て破滅的な状況を作り出し、人民を「絶滅」に追いこみ、爆撃によって人々をふるさとや家庭から追い出すことによって、難民収容所に逃げ込む難民は百万人を超える数にのぼった。人々は飢餓、疾病、厳寒に身をさらされることによって、また、上水の汚染や家屋と社会的基盤の破壊によって死の危険に瀕したが、これはすべて「人道の罪」にあたる。何十万人もの人々が医療を受けられずに戦争の大災害で死んだ。病院、学校、水力発電所と灌漑ダムおよび食物倉庫は爆撃された。使われた兵器のせいで、何百万人もが生存を脅かされ、継続的にそういう状態に置かれた。被告人ブッシュ大統領と米政府は、アフガニスタンが破滅の瀬戸際にあるという人道機関の警告に対して関心を払わなかった。

カルザイ大統領が、アフガニスタンにはアル・カイダはもういないと言明したにもかかわらず、軍事占領とアフガニスタンの人びとに対する爆撃が今日でも継続している。

17. 評決:

私は、次の罪状について、米国大統領にして米国軍最高司令官である被告人ジョージ・W・ブッシュを有罪とする。

1. アフガニスタン国際戦争犯罪法廷 (ICTA) 規程第 2 条と刑事国際法に基づき、アフガニスタンとアフガニスタンの人々に対する侵略戦争について有罪

2. ICTA 規定第 3 条第一部 (a)(b)、(c)(d)(f)(g)、同第 3 条、第二部 (a),(b),(c),(d),(e),(f) (h)、(i)、(k)、(l)、(n)、(o)、(p)および(q)並びに刑事国際法および国際人道法に基づき、アフガニスタンの人々に死と破壊をもたらし、男性、女性および子供を不具にする戦争法で禁止された武器の使用によってアフガニスタンの人々に対して行われた戦争犯罪について、有罪

3. ICTA 規程第 4 条 (a)(b)(d)(e) (f)(h) (i)および国際人道法に基づき、軍事侵略、爆撃および人道的援助の欠如に起因する多数のアフガニスタンの民間人の生存を脅かした廉に関する、人道に対する罪について有罪

4. ICTA 規程第一部第 3 条 (a)(b)(c)(f)(g)、第二部第 3 条 (f)(k)(p) (q)および第 4 条 (d)、国際刑事法、1949 年ハーグ条約および第三ジュネーブ条約に基づき、降参したタリバン兵その他の捕虜の拷問および殺害並びに非人道的な状態での拘禁および無実の民間人の移送について

密閉したコンテナでの捕虜の輸送、窒息による死亡、内部に捕虜がいるにもかかわらず換気孔を開けるためのコンテナへの射撃による死亡、シェバルガン刑務所における状況に関して、この法廷において、被告人ブッシュ大統領は疑わしきは罰せずとされる権利がある。しかしながら、本件は決着が付けられたものではなく、別に裁判を受ける可能性はある。本法廷に提出された証拠は、米軍の関与を裏付けるために十分ではない。

5. ICTA 規程第 3 条第一部 (c)(g)、第二部 (b)(c)(d)(e)(a)(h)(i)(l)、第 4 条 (n)(p)(q)の (b)(l)に基づき、深刻な飢饉によって生存を脅かされ、大量の難民が発生し、飢え、移住、疾病または人道援助の欠如を原因とする死者が多数発生している

国において、民間人および民間インフラストラクチャーを爆撃して人道的にみて深刻な事態を引き起こし、さらに多くの難民を発生させたことについて有罪

6. ICTA 規程第 3 条第二部 (o)(p)、第 4 条 (a)(b)、および国際刑事法と国際人道法に基づき、アフガニスタンの住民を絶滅させるために使用された劣化ウラン武器に関して、および、アフガニスタンにおける放射性武器の使用に直接起因して、この地域全体の近隣諸国に対しても生存を脅かし、生命体の絶滅、空気、水および食資源の汚染、または植物を含む、すべての生命体の遺伝情報の不可逆的な変更など、オムニサイド（生命体絶滅）の罪について有罪；

7. ICTA 規程第 3 条第二部 (o)(p)、第 4 条 (a)(i)と国際刑事法に基づき、劣化ウラン武器の使用によって米国軍兵士、英国軍兵士その他連合軍兵士を放射能汚染にさらし、遺伝情報の不可逆的な変更によってその生命および生理的機能を脅かし、将来の子孫に災いをもたらすことについて有罪。

18. **指示：**

1. 被告人ブッシュ大統領は、有罪とされたのであるから公職に留まるには不適當である。アメリカの市民、兵士およびすべての一般文民職員は、被告人ブッシュ大統領とブッシュ政権に対する協力をすべて撤回することは、憲法その他の観点からみて、正当である。被告人ブッシュ大統領およびブッシュ政権の違法な命令に従うことを拒否することは正当である。とりわけ、上官の不法な命令は従ってはならないというニュールンベルク原則に基づき、他国およびアメリカの人々の死活にかかわる違法な軍令に従うことを拒否することは正当である。

19. 勧告:

A. 劣化ウラン武器使用の即時停止並びに生産、貯蔵、製造の一時停止。

- i. 劣化ウラン武器が、放射線を発し、あらゆる生命体を絶滅させる核兵器（核兵器および核燃料を製造する過程で行われるウラン濃縮の副産物）であって、アフガニスタン、イラクおよびバルカン諸国で「沈黙の大量虐殺」武器として、被爆したものの遺伝情報を不可逆的に変更して、地球上のすべての生命体を破壊する武器として使用されたことは、真実であると証明された。このような武器の生産、備蓄および使用は、現行の国際人道法の諸条約によって厳格に禁止されており、直ちにその使用を停止しなければならない。これらの兵器を製造する企業、これらの兵器の使用を決定することに関与した国家元首、国防省の長官、職員、将校その他の者は、国際刑事裁判所または国内法において、刑事訴追を受け、かつ、賠償責任を負う立場にある。

ii. クラスタ爆弾およびデージー・カッターと呼ばれる気化爆弾の製造、貯蔵は直ちに停止されるべきである。なぜなら、これらの兵器も、現行の国際人道法の諸条約によって禁止されているからである。この兵器の製造、購入また軍事的目的での使用の許容は、兵器を使用した者も含めて、戦争犯罪として刑事訴追を受けまたは賠償責任を負う立場にある。

B. アフガニスタン民間人に対する補償の支払い

アフガニスタンの人々は、侵略戦争、戦争犯罪、人道に対する罪および劣化ウラン武器の使用に関して、個人としてまたは集団として、賠償を得る権利をもっている。これは、ロッカビー事件の被害者に対する補償の支払い、ホロコー

スト（大虐殺）についてのドイツ政府とドイツ企業によるユダヤ人とイスラエル政府に対する補償、第二次世界大戦中に不当に収容された日系アメリカ市民に対する補償という歴史的かつ法的な先例に従うものであり、また 2000 年 4 月の国連人権小委員会が採択したテオヴァン・ボーヴェン報告書の原則である「人権侵害および人道法違反に対する救済と賠償の権利について」に合致するものである。賠償は、ユノカル社とセントガス・コンソーシアム、被告人ブッシュ大統領、アメリカ政府、英国、北大西洋条約機構の国々、パキスタン、その他基地または兵站支援を提供した国々によって支払われるべきである。賠償額は、リビアが罪状を認めなかったにもかかわらず、ロカビー事件の被害者およびフランスの航空機墜落の被害者にリビアが支払った賠償額を基礎に算定されるべきである。地球は人類全体の共通の家であるから、アフガニスタンの男、女、子供の生命の価値は、アメリカ、ヨーロッパまたはイスラエルの市民の生命の価値が低いわけではない。アフガニスタンは再建されなければならない。

C. カリフォルニア州に本店をもつユノカル株式会社の定款を取り消す

1998 年に、アメリカの複数の市民グループがカリフォルニア州司法長官に対して、アメリカ国内、アフガニスタンおよびミャンマーなどの国々における重大な人権侵害を理由として、ユノカル社の定款の取消しを求めて提訴した。

ユノカルの定款取消しの提訴または請求を勧告する。責任が存在する限りにおいて、セントガス・コンソーシアム傘下の会社に対しても提訴することを勧告する。この法廷および初期の苦情の記録として次のことを確立する；ユノカル会社とセントガスは、直接的な政治的・経済支配を確立するために、被告人ブッシュ大統領と共謀して、アフガニスタンで侵略戦争を行うことを、市民の税金によって支えられている、アメリカ共和国、英国および他国の軍隊を使用した。

D ニュールンベルク裁判および極東裁判の未完成の仕事を終える また市民のために 20 世紀と 21 世紀の戦争の本当の理由を分析する。

市民として、法律学者として、立法者として、私たちは、ニュールンベルク軍事裁判と極東軍事裁判の仕事を完成させなければならない。世界を引き込んだ侵略戦争を覆っていた「企業のベール」をはぎ取らなければならない。民主主義国とか共和国とか呼ばれる何百万人もの人によって成り立つ国家の資源や諸制度を操りながら、開戦や和平の決定でさえ、コングロマリットや金融業、銀行業の利権、企業とそれらの政治的な仲間とロビーに有利になるようになされてきたことが、市民にも兵士にも知らされていなかったのである。第 1 次世界大戦も第 2 次世界大戦も、ドイツ人または日本人が好んで戦争を仕掛けたから起こったわけではない。枢軸国と連合国は、少数の例外を除いて、程度の違いこそあれ、経済資源のために他の国民、国家を抑圧するという同じシステムの鍋に入った具であった。しかし、このことは、ニュールンベルク裁判と極東裁判では明らかにされなかった。広島と長崎の原爆投下と軍事目標のなかったドイツの都市に対する爆撃は、戦争犯罪であった。傑出した調査者と検察官の貢献にもかかわらず、これらの現実は押し流された。米兵がノルマンディーの海岸に上陸しているときでも、ある米企業はまだナチ党と取り引きしていた。複数の米企業は奴隷労働を使用し、ドイツの会社の株式を保有し、ドイツの工場の共同経営者であった。それは、企業が大西洋を渡ってアフリカの人びとを捕

え売買した奴隷制度の時代から続いている資本蓄積である。

E すべての国々において法律や自治体を通じて兵器産業および大企業の公的管理または国家管理を主張せよ。アイゼンハワー大統領が言ったような軍産共同体によって政治的空白期間に国家予算が大量に流出されるのを防げ。国内的にも、国際的にも、軍産共同体が戦争の主な原因である。

) 戦争を防ぐために、すべての国家の予算は国際的な軍事産業が手を付けられないように保護されなければならない。彼らは戦争や武力紛争、テロリズムについて利権を持ち、稀少資源を軍備に転換する。軍事産業が個人の手中に握られている限り、劣化ウラン兵器の問題で示されたように、それ自体が脅威である。クルップ、兵器製造会社とナチ党の関係を忘れることはできない。そのような提携は、ある時期には、枢軸国でも連合国でもあった。この法廷で見たように、そのような企業と政府の提携は、特定の国の中だけ、地球的な規模で、いまだに存在するのである。

) 次の言葉によって、世界の他の卓越したリーダーの間でそれを強調したのはアメリカの大統領であったドワイト・アイゼンハワー将軍でした。 -

「作られるすべての銃、進水したすべての軍艦、発射されたすべてのロケットが最終的に意味するものは、飢えて、食べ物のない人々、寒くても、着るものを持たない人々からの窃盗、武器のこの世界は現金を使っているだけではない。その労働者の汗、その科学者の天才、その子供たちの希望を使い果たしているのだ。」

) MF が警告を発したように、アメリカ経済は深刻な状態にあって、保健、

住宅、教育などのインフラストラクチャーは決して「超大国」の地位にふさわしい内容ではない。軍事産業やその関連企業は市民が与えた補助金を受け取り、アメリカの人びとツケで甘い汁を吸っている。戦争は、軍事産業やその関連企業の利益に引きずられて起きている。これによって米国経済に連結され、あるいはこれに依存する国の経済に悪影響が生じている。

） この点に関してガット 2 1 条では軍需産業界の奨励のために秩序維持などの一国の安全保障に関する軍事支出に自由を与え、その結果、国防と安全保障の予算は、インターナショナル・ファイナンシャルおよびブレトンウッズ体制(世界銀行および IMF)から調査を受けない。他方、構造調整ローンによって規制された政府の開発予算は、援助/ローン機関によって厳密に監督される。これは廃止すべきである。

F 紛争の平和的解決のためのではない安全保障理事会の常任理事国に換えて交代制の原則に基づいて改めること、国連総会を強化すること

安全保障理事会は、常任理事国間の「勢力均衡」という歴史的に見て時代遅れの原理を反映し続ける。これは、第二次世界大戦の遺産であって、特定の政府に不釣り合いな地位を与えるものであって、もはや実際の世界の現実とその民主主義への熱望を反映していない。重大な瞬間になると、安全保障理事会は麻痺するか、あるいは私的利益で行われている諸国の軍事占領を覆い隠すために利用されてきた。民主主義の原則に基づく国連総会は、紛争の解決においても正当な役割を引き受けねばならない。21 世紀の現実を反映して、安全保障理事会の運営は交代原理によるべきであり、この世界的な機構に民主主義を戻すために 常任理事国の概念は廃止すべきである。

G 第 33 条の文言と精神の固守

国連憲章の第 33 条は、戦争に訴えるに先立って、仲介、調停、仲裁裁判および司法的解決を定めている。いかなる正当防衛も、あるいは「正義の」戦争を主調する政府による正当化は、このような代替的手段をとったかどうか、第 33 条に基づくチェックを受けなければならない。安全保障理事会と国連総会は、このような第 33 条の手続を遵守することを確保しなければならない。

私には、日本で平和のために働く複数の組織、人道主義などの組織の支援、世界中から証言するために来た多数の個人によってこの裁判に提供された非常に貴重な援助を記録に残す必要があります。結局は、ある法制度における決定が受け入れられるかどうかは、法廷あるいは裁判の独立、完全性および司法の知恵に対する莫大な数の人たちの信頼と、このように重大な裁判が人間性の集合的な良心を反映するその能力にかかっている。これとして重大で、より高い形の社会組織はすべて、正義と調和の社会とすべての人間の価値を実現するために人類の憧れから直接発展したものである。

この判決は、検察官として登場した日本、アメリカおよびドイツの弁護士と法廷を支援する努力を惜しまなかったアミカス・キュリエチームの弁護士との公判中の法的な対話の結果である； またこの裁判の裁判官である私の同僚との法的な議論の結果でもある。それぞれが異なる法制度を代表しつつ、すべての法制度に共通の法則を発見しようとした。

日本に本拠を置く ICTA 役員と事務局の援助なしでは、資料の収集、翻訳、証言者のための同時通訳、および大陸を横断した仕事の調整などの丹念な仕事は不可能だったでしょう。

私は、「真実」は人間性の側の武器であると信じています。真実が知られるとき暴政および不正は敗北する。この法廷は司法上の任務を果たしました。そし

て今、人々がこの評決の実施を確実にする番です。

ニルファ・バグワット教授

2004年3月13日、東京にて